

第2部 予防対策

目次

第1章 予防対策の概要	1
第1節 概要	1
第2節 減災目標（震災）	1
1 対象期間	1
2 減災目標	2
3 施策	2
4 アクションプラン	2
第2章 災害に強いまちづくり	3
第1節 概要	3
第2節 都心部の形成	3
1 みなとみらい21地区	3
2 横浜駅周辺地区	4
3 関内・関外地区	4
4 新横浜都心	4
第3節 市街地整備	4
1 市街地再開発事業の活用	5
2 土地区画整理事業の活用	5
3 優良建築物等整備事業（優良再開発型）	5
4 住宅市街地総合整備事業	5
5 住宅地区改良事業	5
第4節 都市計画等の法制度の活用	5
1 防火・準防火地域の指定及び不燃化推進条例による防火規制	5
2 最低限高度地区	6
3 高度利用地区	6
4 特定街区	6
5 地区計画等	6
6 防災再開発促進地区	6
第5節 都市施設の対策	6
1 道路	6
2 河川護岸等	7
3 港湾施設	7
4 都市公園	7
5 鉄道施設	7
第6節 ライフラインの対策	8
1 水道施設	8
2 下水道施設	8
3 電力施設	8
4 ガス施設	8
5 電信電話施設	9
第7節 崖地、急傾斜地、擁壁対策（崖崩れ・土砂災害対策）	9
1 土砂災害警戒区域等の指定	9
2 法令等に基づく指導等	10
3 崖地の点検及び調査、崖改善の促進	10
4 道路崖対策	10
5 公園緑地崖対策	10
第8節 施設等の対策	11

1	停電対策	11
2	公共建築物等の対策	11
3	文化財等の対策	11
第9節	地域主体のまちづくり	11
第3章	地震・津波への備え	12
第1節	建築物の耐震化等	12
1	公共建築物・設備の耐震化	12
2	特定建築物等の耐震改修の促進	12
3	木造住宅及びマンションの耐震診断及び耐震補強等促進	12
4	社会福祉施設の耐震化促進	13
5	危険なブロック塀等の改善促進	13
6	落下防止対策	13
第2節	緊急輸送路等の対策	13
第3節	地震火災対策（延焼被害の軽減）	13
1	対策の概要	13
2	火災に強い都市空間の形成	13
3	出火率の低減、地域防災力・消防力の向上	14
第4節	液状化対策	14
第5節	高層建築物等の対策	14
第6節	危険物施設等の対策	14
1	危険物施設等	14
2	有害化学物質等	14
第7節	津波対策	15
1	対策の概要	15
2	減災レベルの津波に対する予防対策	15
3	防護レベルの津波に対する予防対策	16
第8節	南海トラフ地震臨時情報が発表された場合への備え	16
第4章	風水害その他自然災害への備え	17
第1節	水害対策	17
1	河川の概要及び整備計画等	17
2	流域対策の推進	17
3	下水道施設等の整備	18
4	関係機関との連携	18
5	洪水浸水想定区域等	18
第2節	高潮災害対策	18
1	埋立地、港湾施設の対策	18
2	河川の対策	19
3	下水道の高潮対策	19
4	高潮浸水想定区域	19
第3節	風害対策	19
1	街路樹倒伏防止対策	19
2	公園緑地の危険樹木管理	19
3	市営地下鉄の強風対策	19
4	空コンテナの飛散防止対策	19
5	竜巻等の突風災害対策	20
第4節	雪害対策	20
第5節	火山災害対策	20
1	降灰対策の検討及び推進	20

2	市民等の災害対応力の向上	20
第5章	都市災害への備え	21
第1節	大規模な火災対策（地下街等及び高層建築物等火災対策）	21
第2節	大規模な爆発対策	21
第3節	危険物、火薬類、高圧ガス、毒劇物、有毒物質等に起因する災害対策	22
1	危険物・火薬類・高圧ガス・毒劇物取扱施設及び輸送時災害対策	22
2	有毒物質漏洩災害対策	22
第4節	海上災害対策	22
第5節	鉄道災害対策	23
1	東日本旅客鉄道(株)、東急電鉄(株)、京浜急行電鉄(株)、相模鉄道(株)、横浜高速鉄道(株)、市営地下鉄、(株)横浜シーサイドライン	23
2	東海旅客鉄道(株)(新幹線鉄道施設)	23
3	日本貨物鉄道(株)	23
第6節	道路災害対策	24
第7節	航空災害対策	24
第8節	放射性物質災害対策	24
1	原子力事業者等による対策	24
2	関係機関の連携強化等	25
3	放射線量又は放射性物質の観測・測定体制の整備及び実施、並びに市民への情報提供等	25
4	応急対策のための備え	25
5	知識習得、研修及び訓練、並びに啓発等	25
第9節	行事等における雑踏事故対策	25
1	行事等の主催者の事前対策	25
2	市及び防災関係機関の対策	26
第10節	不発弾等爆発事故対策	26
第6章	災害に強い人づくり及び地域づくり	27
第1節	自助及び共助の基本	27
1	防災知識の普及及び防災意識の高揚	27
2	平常時からの取組による地域防災力の向上	27
3	多様な主体の参画促進及び相互協力	27
第2節	自助及び共助の促進	27
1	市民（自助）及び地域（共助）による対策の促進	27
2	事業者（共助）における対策の促進	28
第3節	市民（自助）による対策	29
第4節	地域（共助）による対策	29
1	区防災対策連絡協議会	29
2	自主防災組織	29
3	地区防災計画	30
第5節	事業者（共助）による対策	30
第6節	研修・訓練等	31
1	市民、地域及び事業者	31
2	市	31
第7章	市の初動体制及び活動体制の強化	32
第1節	配備・動員、体制確立に係る事前策定事項等	32
1	配備・動員人員	32
2	代理者の事前指定	32
3	市・区災害対策本部等の代替施設等の事前指定	32
4	区における早期体制確立のための職員配置	32

5	災害応急対策従事職員の安全衛生管理及び備蓄等	32
第2節	夜間・休日等の体制	33
第3節	防災関係機関等との連携強化	33
1	防災関係機関相互の連携体制	33
2	防災関係機関等との協定の締結	33
第4節	業務継続	33
1	横浜市業務継続計画	33
2	行政機能の維持及び市民サービスの早期復旧のための備え	34
第5節	市職員の研修・訓練等	34
第8章	情報受伝達	35
第1節	市及び防災関係機関等の情報受伝達等	35
1	共通	35
2	地震	35
3	風水害	35
第2節	市民への情報伝達	35
1	共通	35
2	地震	36
3	風水害	36
4	ハザードマップ	37
第3節	情報受伝達機器の維持管理等	37
第9章	消防（消火、救助・救急）及び医療・救護	38
第1節	消防活動	38
1	消防力の強化	38
2	消防水利の確保	38
3	災害警戒区域等の実態把握	38
4	火災予防査察を通じた不備等の是正	38
5	重要防御地区等の指定	38
6	消防団の強化	39
7	関係機関との連携強化	39
第2節	医療・救護活動	39
1	災害医療の総合調整及び指揮	39
2	医療提供体制等の確保	39
3	医薬品等の備蓄	40
4	情報通信体制	40
5	関係機関との連携強化	40
6	平常時からの備え	40
第10章	緊急時輸送体制	41
第1節	広域における緊急輸送の確保	41
1	交通規制計画	41
2	緊急通行車両等の事前確認	41
第2節	市域における緊急輸送の確保	42
1	緊急輸送路の指定	42
2	災害時に重要な拠点施設へのアクセスを確保する路線の指定	42
3	関係機関との連携	42
第3節	普及・啓発等	42
第11章	避難	43
第1節	避難場所	43
1	指定避難所（災害対策基本法第49条の7）・地域防災拠点	43

2	指定緊急避難場所（災害対策基本法第 49 条の 4）	44
3	津波避難場所、津波代替拠点	44
4	広域避難場所の指定等	44
5	福祉避難所	45
6	補充的避難所	45
7	任意の避難場所	45
8	いっとき避難場所	45
第 2 節	帰宅困難者等対策	45
1	帰宅困難者等の定義	45
2	対策の基本	45
3	帰宅困難者等の発生抑制	46
4	主要駅周辺等における関係者の役割	46
5	滞留者の一時避難場所及び帰宅困難者の一時滞在施設	46
6	滞留者及び帰宅困難者への情報提供並びに徒歩帰宅者への支援	46
第 3 節	車中泊避難対策	47
第 4 節	浸水想定区域又は土砂災害警戒区域における避難対策	47
1	区域における対策	47
2	水防法第 15 条及び土砂災害防止法第 8 条に基づき、名称及び所在地を定める施設における対策	47
第 12 章	災害時要援護者支援	49
第 1 節	災害時要援護者支援	49
1	災害時要援護者名簿及び個別避難計画	49
2	地域の取組	49
3	市の取組	49
第 2 節	社会福祉施設等における対策	51
1	施設の安全対策	51
2	応急活動のための備え	51
3	避難に関する事項の事前整備及び確認	51
4	地域との連携強化	51
第 3 節	学校施設における対策	52
1	校舎等施設の安全対策	52
2	情報連絡体制	52
3	災害応急活動に係る事前策定事項	52
4	児童生徒の安全確保体制の確立	52
5	学校防災教育の推進、訓練等	53
第 4 節	外国人等（日本語の理解が充分でない又は日本の生活習慣に不慣れな者等）への支援	53
第 13 章	物資・資機材等	54
第 1 節	物資等の備蓄	54
1	備蓄庫の整備	54
2	備蓄物資等の整備	54
3	救援物資の受入・配分への備え	54
第 2 節	その他の資機材の整備	54
1	水防用資機材	54
2	ペット対策資機材等	55
3	その他の資機材等	55
第 3 節	水の確保	55
第 14 章	衛生・防疫・遺体対策	56
第 1 節	動物の保護収容	56

第2節	遺体対策	56
1	関係機関の連携	56
2	遺体安置所	56
3	火埋葬許可証等	56
第15章	ボランティアとの協力	57
第1節	平常時からの協力及び連携	57
1	横浜災害ボランティアネットワーク会議・区災害ボランティアネットワーク	57
2	協力及び連携の強化	57
3	ボランティア意識の高揚	57
第2節	市災害ボランティア支援センター及び区災害ボランティアセンター設置等への備え	57
1	設置及び運営に関する備え	57
2	活動拠点等予定施設	57
第3節	専門ボランティアの確保等	58
1	養成・登録	58
2	赤十字防災ボランティア	58
3	市退職者の登録制度	58
第16章	復旧・復興を見据えた備え	59
第1節	災害時に活用できる土地の確保	59
第2節	被災建築物・宅地の被害状況の把握	59
1	公共建築物等の被害状況の把握	59
2	民間住宅等・宅地の被害状況の把握	59
第3節	復旧・復興に関する事前対策	59
1	復旧に関する事前対策	59
2	復興に関する事前対策	60

第1章 予防対策の概要

第1節 概要

- 市及び防災関係機関等は、平常時から、あらかじめ災害を想定してその予防に最善を尽くすとともに、応急対策及び復旧・復興対策を実施するための準備を行う。市民及び事業者は、自助及び共助の重要性を認識し、必要な備えを行う。
- 市及び防災関係機関等は、災害に強いまちづくりを進めることで、災害時における被害を防ぎ、又は軽減するとともに、被災した場合の被害の拡大防止及び早期の復旧・復興がなされるよう備える。
- 市民及び事業者は、災害から自らの安全を守るための自助、並びに地域において互いに助け合い、互いを災害から守るための相互の連携協力に基づく地域の共助を通じて、防災力の向上に努める。市及び防災関係機関等は、これを支援し、災害に強い人づくり、地域づくりを進める。
- 市及び防災関係機関等は、災害時における活動体制及び活動内容、その役割、相互の連携に必要な事項等をあらかじめ定め、有効な災害応急活動がなされるよう備える。また、調査・研究、及び訓練・研修等により、災害対処能力の向上を図る。
- 市及び防災関係機関等は、各機関の災害応急活動に必要な情報受伝達体制・手段を確保するとともに、市民等に対する情報受伝達方法・手段を整備する。
- 市及び防災関係機関等は、消防活動、医療・救護活動、緊急時の輸送体制、衛生、防疫、遺体対策及びボランティアとの協力に必要な事項をあらかじめ定める。
- 市は、避難に必要又はその参考となる情報について、市民に周知する。市民は、自ら、あるいは周囲の人々の生命及び身体の安全を災害から守るために必要な避難行動について平常時から確認し、備えるとともに、地域における避難所の運営等に必要な事項をあらかじめ定める。
- 市、防災関係機関、施設管理者等、地域及び災害時要援護者は、災害時要援護者の支援について必要な対策を進めるとともに、平常時から、地域のネットワークを通じて、災害時に備える。
- 市及び防災関係機関等は、物資及び資機材等の備蓄を計画的に進める。

第2節 減災目標（震災）

- 防災基本計画において、大規模地震による想定被害は甚大かつ深刻であり、発生以前に、国、地方公共団体、防災関係機関及び市民等が、様々な対策によって被害軽減を図ることが肝要とされている。
- 国は、特定の大規模地震について、被害想定に基づき、期限を定めて減災目標を設定し、その達成に必要な数値目標、具体的な実現方策等を定めて、地震防災対策を推進する。また、地方公共団体は、地域の特性を踏まえた被害想定を実施し、それに基づく減災目標を設定して、国の協力の下、関係機関及び市民等と一体となって、効果的かつ効率的な地震防災対策の推進に努めるものとされている。
- 市は、本計画で想定する、元禄型地震及び慶長型地震について、市、防災関係機関及び市民等あらゆる主体が進める災害対策により、その想定被害を軽減するための中期的な目標として、減災目標を設定し、具体的な対策を実施する。

1 対象期間

平成25年度～令和9年度（15年間）

※ 令和4年度までとしていた対象期間を5年間延長し、さらなる減災目標の達成に取り組む。

2 減災目標

基本目標Ⅰ	被害を最小限に抑える
目標 1	死者数 50%減少（約 3,260 人→約 1,630 人）
目標 2	避難者数 55%減少（約 577,000 人→約 254,600 人）
目標 3	建物被害棟数（全壊・焼失）50%減少（約 112,000 棟→約 56,000 棟）
基本目標Ⅱ	発災時の混乱を抑え、市民の命を守る
目標 1	帰宅困難者の安全確保
目標 2	災害対策本部機能の強化と適切な情報発信
目標 3	医療、緊急時の交通の確保
基本目標Ⅲ	被災者の支援と早期復興を図る
目標 1	避難者の安全・安心の確保
目標 2	被災者の早期生活再建支援
目標 3	被災中小企業支援など早期の経済再生

3 施策

基本目標Ⅰ	施策Ⅰ－1	建物倒壊等による被害防止 【重点施策】
	施策Ⅰ－2	火災による被害の軽減 【重点施策】
	施策Ⅰ－3	津波による被害防止
	施策Ⅰ－4	崖崩れ、液状化対策の推進
	施策Ⅰ－5	市民及び地域の防災力向上 【重点施策】
	施策Ⅰ－6	ライフラインの被害防止
基本目標Ⅱ	施策Ⅱ－1	帰宅困難者の発生抑制と支援
	施策Ⅱ－2	災害対策本部機能の強化
	施策Ⅱ－3	市民への適切な情報発信
	施策Ⅱ－4	災害時医療体制等の強化 【重点施策】
	施策Ⅱ－5	緊急輸送路※等の整備 【重点施策】
基本目標Ⅲ	施策Ⅲ－1	地域防災拠点の充実・強化 【重点施策】
	施策Ⅲ－2	ボランティアとの連携強化
	施策Ⅲ－3	被災者の早期生活再建支援
	施策Ⅲ－4	速やかな経済再生・復興に向けた取組

※ 『防災基本計画』及び『神奈川県地域防災計画』に規定する「緊急輸送道路」に相当する。本計画では、以下「緊急輸送路」という。

4 アクションプラン

- 市は、「横浜市地震防災戦略」を定め、施策に基づく対策（行動計画及び事業）を進める。

第2章 災害に強いまちづくり

第1節 概要

- 横浜市都市計画マスタープラン等との調和を図りながら、これまで行ってきたまちづくりの成果を踏まえつつ、過去の災害を教訓として、災害に強いまちづくりを計画的に進める。市民の生命を守ることを最優先とし、併せて経済的・物的な被害を最小化する、減災に向けた都市づくりを目指す。
- 都市基盤・ライフライン施設及び建築物の防災性を向上させる。施設・建築物の耐震化促進に加えて、地震火災対策、工場地帯・岸壁の防災・防潮対策、津波被害の軽減、液状化対策、大規模盛土造成地の崩落防止等対策、崖崩れ対策、水害対策、エネルギー対策等の強化を図る。
- 老朽化が進行している都市基盤施設、建築物は、計画的に保全・更新を行う。
- 災害時の都市機能確保のため、救援・輸送等の応急活動に対する交通路・輸送路の確保、海上輸送の拠点となる港湾機能の確保、ライフラインの防災性強化を進める。
- 既成市街地の防災性の強化を進める。特に木造住宅密集市街地、住工混在地区等の既成市街地において重点的に進める。
- 都市機能・施設が輻輳し、昼間人口が集中する地区では、昼間発生時の災害対策を考慮しつつ、再開発事業等を推進して、防災性の向上を図る。
- 地域住民等と行政の協働によるまちづくりを推進し、平常時から災害に強い地域まちづくりを進めるとともに、被災した場合におけるスムーズな復興に資する基盤づくりを進める。

第2節 都心部の形成

- 駅を中心とする生活拠点の機能強化等を進め、拠点ごとの機能分担を図ることで災害に対応できる都市構造を目指す。人口及び都市機能が集中する、みなとみらい21地区、横浜駅周辺地区、関内・関外地区及び新横浜地区において、都市型災害、災害時の混乱防止及び帰宅困難者等について対策する。
- 大規模災害に対応できる都市の骨格を形成するため、体系的な道路ネットワークの整備を進める。

1 みなとみらい21地区【みどり環境局、下水道河川局、都市整備局、道路・交通政策局、港湾局】

(1) 基盤施設の安全強化

- 幹線道路、ライフライン（共同溝）、護岸等のインフラは、深層混合処理工法やサンドドレーン工法などの地盤改良により、耐震性を高める。
- 地下空間の有効利用、都市災害の防止及び都市景観の向上を図るため、供給処理施設や電線類などの都市インフラを収容する共同溝を整備し、災害時には、ライフラインの途絶や電柱の倒壊・電線の切断による交通遮断などの二次災害を防ぐ。
- 避難誘導や物資輸送を確保するため、災害時にも複数の経路から地区外の幹線道路（国道1号線、国道16号線、首都高速）にアクセスできるよう、広幅員の幹線道路を格子状に整備する。
- 地区内の誘導案内は、4か国語標記のサイン整備を進める。

(2) 防災関連施設

- 市及び民間事業者は協力して、帰宅困難者一時滞在施設や津波避難施設の確保を進める。
- 空や海上からの救援物資輸送などの役割を担う耐震強化岸壁を整備する。
- 横浜海上防災基地（海上保安庁）は、東京湾及び関東一円の防災拠点として、災害時には、被災者の救援活動などの海上災害応急対策の拠点として機能する。
- 地区内4箇所に災害用地下給水タンク（計50万人3日分の飲料水4,500立米）を設置する。

(3) 安全な建築物

- 建築物は、新耐震基準で設計する。高層建築物は、制震又は免震構造等により、耐震性を向上させる。

(4) 防災体制の確立

- 公助と併せ、(一社)横浜みなとみらい21に、地区内の企業・団体が構成する防災エリマネ推進委員会を組織し、防災訓練や講習会等の活動を進めるほか、地域が一体となって、自助・共助による対策について検討し、安全・安心な街を目指す。

2 横浜駅周辺地区【下水道河川局、都市整備局】

(1) 基盤整備による安全性の強化

- 帷子川河口部の改修及び新規開発に伴う地盤の嵩上げにより、浸水に対する安全性向上を図る。
- 老朽化した下水道管きよの更新や下水道施設（貯留・排水施設）の整備により、耐震性及び治水安全度の向上を図る。
- 災害時に滞留スペースや避難動線として活用できる、デッキレベルでの歩行者ネットワークの強化を図る。

(2) まちづくりの基本的方針を定めたガイドラインによる安全性の強化

- 再開発事業等により、老朽化した建築物等の更新を促進し、耐火・耐震性を高めるとともに、公開空地、公共空間を創出し、滞留スペース等を整備する。
- 災害時における地区内の混乱防止や滞留者・帰宅困難者の安全確保のため、①滞留スペース、②帰宅困難者収容スペース、③備蓄品・備蓄スペース、④耐震トイレ等、⑤情報受伝達システム、⑥ライフラインの代替機能、の防災機能の整備を新規開発に誘導する。

(3) エリアマネジメントによる安全性の強化

- 民間及び行政機関は、次に掲げる項目について、協同で作成した「インフラ基本計画」、「エキサイトよこはま22まちづくりガイドライン」に位置づけ、事業等の促進等を図る。
 - ア 駅周辺事業者、鉄道事業者、地元自治会、警察及び市で構成する横浜駅周辺混乱防止対策会議において、滞留者・帰宅困難者対策の検討及び訓練などを行う。
 - イ 駅周辺事業者及び鉄道事業者は、災害時において滞留者・帰宅困難者に対応するための地域の対応ルールを作成し、活用を進める。
- 民間及び行政機関は、横浜駅周辺地区都市再生安全確保計画に基づき、帰宅困難者等対策、津波避難対策等を推進する。

3 関内・関外地区【都市整備局】

- 老朽化した業務ビルが多く存在することから、耐震性の向上も含むビルの機能更新や建替の支援を行い、安全・安心なまちづくりを進める。また、老朽化した公共施設の再整備を進める。

4 新横浜都心【みどり環境局、下水道河川局、都市整備局、道路・交通政策局】

- 東京都及び本市中心部が被災した際の都市機能の代替性を確保し、補完するため、防災対策上のあり方を検討するとともに、そのための都心機能や交通機能の充実・整備を図る。
- 新横浜駅南部地区は、市街地開発事業等を活用して、駅前広場や幹線道路、公園、雨水処理施設等の都市基盤施設の整備を行い、防災性の向上を図る。

第3節 市街地整備

- 都心等拠点においては、都市機能・施設が輻輳することから、昼間発生時の災害対策を想定し、市

街地再開発事業、土地区画整理事業等による防災まちづくりを推進する。

- 木造住宅密集市街地等の延焼の危険性が特に高い地域においては、まちの不燃化を推進する。

1 市街地再開発事業の活用【都市整備局】

- 建物が密集した地区において、細分化された敷地を統合し、耐火共同建築物に建て替えるとともに道路・公園などの公共施設を整備し、オープンスペースや帰宅困難者の一時避難場所等を確保する。

2 土地区画整理事業の活用【都市整備局】

- 地区の特性に応じて道路や公園の公共施設を適正に配置し、無秩序な市街化を未然に防止して、計画的に市街地を形成する。

3 優良建築物等整備事業（優良再開発型）【都市整備局】

- 民間の任意の再開発において、共同化された良好な建築物の供給や建築敷地の整備を促進し、市街地の防災性の向上を図る。市は、二人以上の地権者等が敷地を共同化し、オープンスペースを確保した場合に、事業者へ必要な助成を行う。

4 住宅市街地総合整備事業【都市整備局】

- 既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、美しい市街地景観の形成、密集市街地の整備改善等を促進する。市は、住宅等及び公共施設の整備等を総合的に行う事業について、必要な助成を行う。
- 市は、老朽住宅が密集し、公共施設等が著しく不足した木造住宅密集市街地において、居住環境の整備、老朽住宅の建替促進を行う。延焼の危険性が特に高い地域においては、面整備事業との連携を図りつつ、まちの不燃化として、老朽建築物の除却・不燃化建替、避難に有効となる道路の拡幅整備、広場・公園整備等を促進する修復型のまちづくりを進める。

5 住宅地区改良事業【都市整備局】

- 市は、住宅地区改良法（昭和 35 年法律第 84 号）に基づき、不良住宅の密集等により住環境の整備が必要な地区において、従前居住者のための改良住宅（中高層・耐火建築物）を建設するとともに、地区内の生活道路、公園、集会施設等を整備することにより不良住宅地区の住環境整備を図る。

第 4 節 都市計画等の法制度の活用

- 防火・準防火地域等の地域地区や地区計画、防災再開発促進地区の指定や建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく防火規制の導入など、都市計画等の法制度を有効に活用して、災害に強いまちづくりを計画的に推進する。

1 防火・準防火地域の指定及び不燃化推進条例による防火規制【建築局、都市整備局】

- 防火・準防火地域を活用し、建築物の不燃化を誘導して市街地の防災性向上を図る。
- 木造住宅密集市街地等の延焼の危険性が特に高い地域における面的な不燃化を促進するため、横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例（平成 26 年 12 月条例第 75 号）（不燃化推進条例）により、不燃化推進地域を指定し防火規制を強化することで集中的に進める。

2 最低限高度地区【建築局、都市整備局】

- 最低限高度地区を活用し、主要な道路沿道で建築物の高度利用による不燃化を図ることで、延焼遮断効果を期待するとともに、防火地域を合わせて指定して、不燃化に対する効果を高める。

3 高度利用地区【建築局、都市整備局】

- 土地利用が細分化され、公共施設が不十分であるなど防災上高度利用を図るべき区域においては、高度利用地区の指定により、建築敷地の統合を促進し、小規模建築物を抑制して有効な空地を確保することで、災害に強い市街地を誘導する。
- 市街地再開発事業とあわせた高度利用地区の指定によって市街地の改善による防災性向上を図るとともに、地域の状況により高度利用地区の単独利用も考慮するなど適切な活用を検討する。

4 特定街区【建築局、都市整備局】

- 特定街区の活用により、都市機能に適応した適正な街区を形成し、市街地の整備・改善を図るとともに、災害時に有効に活用できる防災施設の整備等、防災拠点になり得る機能の確保に努める。

5 地区計画等【建築局、都市整備局】

- 主に計画的開発地、既存住宅地等における良好な市街地環境の形成とその維持保全を図ることを目的として、地域住民及び市は、協力して、地区計画等の策定を進める。
- 密集市街地など防災上課題のある地区において、良好な市街地環境の形成とともに、災害に強いまちづくりを目指す方針等を位置づけ、道路や公園等の地区施設、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、かき・さくの構造等を定めるなど、地区計画等を活用して安全で快適なまちづくりを推進する。

6 防災再開発促進地区【建築局、都市整備局】

- 市は、木造住宅密集市街地等の延焼の危険性が高い地域について、防災再開発促進地区の指定を行い、老朽木造建築物の除却や建築物の不燃化、狭あい道路の拡幅整備、地域住民との協働による防災まちづくり計画の策定等を進めることにより、防災性の向上と住環境の改善を促進する。

第5節 都市施設の対策

- 都市施設の耐災害性を高めるとともに、道路等の代替が確保された体系的なネットワークの整備を図る。

1 道路【建築局、道路・交通政策局】

- 市は、緊急輸送路の拡幅、近く緊急輸送路とする予定の路線の新設を進める。横浜環状道路等の高速道路は全て緊急輸送路となるため、整備を重点的に進める。また、幅員 18m（4車線相当）以上の幹線道路の整備により、緊急輸送路の機能強化を進める。
- 市は、消防活動や避難等の円滑化を図るため、防災に役立つ一般道路の整備を進める。災害時において、消火、救出、救助その他の応急対策（災害情報の受伝達、巡回、物資・人員輸送等）を行う車両（以下「緊急車両」という。）の通行を確保するため、道路と鉄道の立体交差化、鉄道の連続立体交差化を進める。
- 建築基準法第 42 条第 2 項に規定する道路等について、横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例（平成 28 年 12 月条例第 62 号）に基づき、整備促進路線を指定して、整備行為への助成、建築主が建築確認申請等を行う場合の市との協議義務化など、狭あい道路の拡幅整備を促進する。

- 市及び電線事業者は、電柱の倒壊による車両通行機能の阻害を防止するため、緊急輸送路を中心に無電柱化の整備を進める。

2 河川護岸等【下水道河川局、防災・危機管理統括本部】

- 市内の河川のうち、鶴見川などの築堤河川は、国の指針等に基づき、河川管理者である国又は県が堤防の耐震性照査・地震対策を進める。他の大部分の掘込み河川は、主にブロック積護岸で整備されているため、市は、その他の特殊堤区間や緊急輸送路に隣接する区間等について、必要に応じて、護岸の地震対策を図る。
- 市は、市内の河川について、災害時における火災による被害を軽減・防止するため、必要に応じて、消防ポンプ車が給水するときに必要な取水ピット等の整備を行う。また、緊急時の生活用水としても有効利用を図る。
- 河川内に整備された緊急用船着場、河川敷道路、防災広場を活用し、災害時における輸送・避難等の活動、避難場所のネットワーク化を図る。国により整備された鶴見川の緊急用船着場及び管理用道路は、物資、人員輸送等に活用する。
- 鶴見川多目的遊水地内の広域避難場所と連携した避難支援活動の拠点として、鶴見川遊水地管理センターを活用する。

3 港湾施設【港湾局】

- 災害時、横浜港は広域的な海上輸送の拠点機能を有し、陸上輸送を代替補完する輸送基盤として、緊急物資輸送、市民の移動物流機能の維持など、市民生活の安全を確保する役割を担う。
- 緊急物資受入れのための海上輸送拠点として、みなとみらい21中央地区、山内地区、金沢地区、新港地区に耐震強化岸壁を整備するほか、災害時であっても国際物流機能を維持するため、本牧ふ頭及び南本牧ふ頭、新本牧ふ頭でコンテナ船用の耐震強化岸壁の整備を進める。
- 新港地区には、海上保安庁が横浜海上防災基地を整備しており、災害時には巡視艇等の運用の指揮中枢とされる。また、港内には、国土交通省が浮体式防災基地を係留している。
- 市は、耐震強化岸壁の整備、港湾と内陸輸送網の連絡強化等に加えて、その他の港湾施設について老朽化及び腐食状況などの調査を行い、必要に応じて順次改良を進める。

4 都市公園【脱炭素・GREEN×EXPO推進局、みどり環境局】

- 市は、災害時の避難場所又は避難路のほか、火災の延焼阻止空間、救援活動拠点、応急仮設住宅用地等の役割を担うことを想定して、まとまった土地の利用転換などの機会を捉えて用地を確保し、身近な公園から大規模な公園まで、防災機能を備えた都市公園の整備及び適切な維持管理を進める。
- 市は、関係機関と協調して、①広域応援活動拠点又は緊急消防援助隊受入地点、②緊急連絡、人員輸送及び傷病者搬送、緊急物資輸送のためのヘリコプター離着陸場、③救援物資の受入れ、仕分整理、配送をするための物流拠点等の拠点機能を有する都市公園の整備を進める。
- 市は、関係機関と協調して、①広域避難場所、②いっとき避難場所、③帰宅困難者一時避難場所等の避難地機能を有する都市公園の整備を進める。

5 鉄道施設【道路・交通政策局、交通局】

- 鉄道は、市民生活を支える重要な都市インフラであり、災害時には緊急的な人員及び物資の輸送路としての役割を担う。市域に形成された鉄道ネットワークにおいて一部路線で不通区間が発生した場合などは、代替となる路線により緊急輸送等に対応する。

- 鉄道事業者は、鉄道施設・構造物の防災強度を確保するよう整備を図るとともに、維持点検を行う。主要構造物の設計基準は、原則、震度6弱又は6強（気象庁）相当の耐震性を考慮する。
- 鉄道事業者は、情報連絡体制及び通信手段の整備、訓練実施など安全対策に努める。

第6節 ライフラインの対策

1 水道施設【水道局】

- 市は、不測の事態が発生した場合においても影響範囲を最小限に抑え、早期に復旧するため、配水ブロックごとの給水及び環状ネットワークの活用など送・配水機能のバックアップシステムを構築するとともに、ポンプ場等における自家発電設備の増設、バイパス弁開閉の自動化などを進める。
- 市は、構造物（浄水場、配水池、ポンプ場等）、導水施設、送・配水施設並びに管路の補強・更新等の耐震化を促進する。また、水管橋や取水ぜきの津波対策について検討を進める。

2 下水道施設【下水道河川局】

- 市は、被災時における影響を最小限に抑えるため、バックアップ機能の確保を図る。処理場間のネットワーク化及び資機材等の準備、処理場間を結ぶ送泥管の二重化による送泥施設のバックアップ、幹線管きょ相互のネットワーク化及び主要幹線のバイパス管（増強幹線等）の設置を行う。
- 緊急輸送路、軌道下に敷設する下水道（マンホール）の浮上防止対策を図り、交通機能確保を図る。
- 管きょ、簡易処理など必要最低限の処理機能の確保に必要な構造物本体（水再生センター及びポンプ場等）及び沈殿池汚泥かき寄せ機等の主要な機械設備など下水道施設の耐震化並びに耐震補強等を図る。
- 機械設備について、断水時にも運転継続できるよう、設備更新時にポンプの無注水化、内燃機関の空冷化を推進する。
- 市は、水再生センター及びポンプ場について、最大クラスの津波や河川計画規模の降雨による洪水に対して、主要施設への浸水対策を行い、必要最低限の処理機能の維持を図る。

3 電力施設

- （株）JERAは発電所等、東京電力パワーグリッド（株）は送電線、変電所等の重要な設備について、被災による広範囲・長時間停電、環境影響の発生防止に努める。
- （株）JERAは発電所、東京電力パワーグリッド（株）は給電所、制御所において24時間の監視体制を整備する。災害時又は事故・故障等発生時は、被害状況の把握、電力系統の操作、被災現場に出向しての安全・設備状態の確認、事故設備の切り離しなど、停電拡大の防止及び短時間での復旧に努める。
- 送電線ルートを網の目状に配置し、代替ルートを使った送電を可能とする。設備の多重化、送電線・配電線の連係等により、災害・事故等発生時における、停電の回避並びに短時間での復旧を確保する。
- 災害時に備えた情報連絡訓練、実践的な復旧方法を身につけるための災害復旧訓練を行う。また、国や地方公共団体等が実施する地震防災訓練に積極的に参加する。

4 ガス施設

- 東京ガスネットワーク（株）及び東京ガス（株）は、施設の機能確保について、ガス供給のための系統の多重化及び拠点の分散に加えて、臨時供給のための移動式ガス設備などの代替施設の整備に努める。
- ガス製造設備は、消防関係法令、ガス事業法（昭和29年法律第51号）等に基づき所要の対策を講ずるとともに、防消火設備の整備・点検・火気取締等の実施により火災防止を図る。
- ガス供給設備は、ガス工作物の技術上の基準に適合するように維持するとともに、大規模なガス漏

えい等を防止するため、ガス遮断装置の設置、導管防護措置、他工事に係わる導管事故防止措置等を行う。

- 災害時の情報連絡、指令、報告等の実施及びガス工作物の遠隔監視・操作のための無線通信設備等の通信設備の整備、コンピュータ設備のバックアップ体制の整備、常用電力停止時における防災業務設備の機能を維持するための自家発電設備などの整備等、非常用設備の整備を行う。
- ガス工作物の事故の未然防止を図るため、定期的に巡視点検を行う。
- 主要設備の耐震化を進め、被害を最小限に抑える。製造設備（LNG 基地）、ガスホルダー、高圧導管等は関連法規に基づき、設計、施工管理、維持管理を行う。
- 災害時は、ガス供給を停止し、二次災害を防止するよう備える。建物単位での供給停止及び地域単位での供給の遠隔遮断の仕組みを設けるほか、導管網のブロック化により、供給停止による不便を最小限に抑える。
- 災害時の復旧作業における、全国の都市ガス事業者との相互供給の応援体制をあらかじめ構築する。

5 電信電話施設

- 電気通信事業者（NTT 東日本(株)、(株)NTT ドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)）は、防災業務計画及び社内規程等を定め、防災対策を行う。
- 電気通信事業者は、災害の種類、規模等について調査及び想定し、これに対する耐災害性を考慮して通信設備等の設計（耐震構造、浸水予防又は浸水を想定した措置等）を行う。また、重要機器・設備の固定、情報システム装置・端末の耐震対策等を講じる。
- 電気通信事業者は、停電に備え、予備電源、蓄電池、非常用発電機及び移動電源車の配備、発電機燃料の供給体制の確保等を行う。
- 電気通信事業者は、災害時における通信の不通又は極端な疎通低下を防止するため、通信網を整備する。伝送路の多ルート化・ループ化、自動切替え又は分散化等、交換機からの伝送回線の分散配置、通信ケーブル等の地中化（耐震、耐火構造のとう道網の建設促進、既設ケーブルを含めたとう道への収容替え、ケーブルの不燃化・難燃化対策等）等により、通信網の信頼性を高める。
- 電気通信事業者は、通信網の常時監視、システムの高度化、センターの分散化並びに必要な通信機器及び資機材等の配備等により、故障や災害に即応できる体制をとる。また、社員等の即応体制及び対応マニュアル等を定める。
- 電気通信事業者は、大規模災害時における広域応援体制の構築のため、必要な対策をあらかじめ講じる。
- 台風豪雨のようにある程度予測できる災害に対しては、事前に必要な人員体制及び資機材を確保するほか、情報収集・連絡体制の確立、電気通信設備・資機材等の点検整備、防護措置等を講じる。
- 電気通信事業者は、その社員等に対して又は協力会社等と合同で災害応急対策及び復旧等訓練を実施するほか、中央防災会議が主催する訓練又は地方公共団体等が主催する訓練等に参加する。

第7節 崖地、急傾斜地、擁壁対策（崖崩れ・土砂災害対策）

1 土砂災害警戒区域等の指定【防災・危機管理統括本部】

- 県知事は、防災関係機関による災害予防措置及び市民等の防災意識向上による円滑かつ迅速な避難を確保するため、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。
- 市は、専門家による現地調査結果に基づき、人家に著しい被害を及ぼす可能性がある崖地及びその周辺を「即時避難指示対象区域」として選定する。

2 法令等に基づく指導等【建築局】

- 急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定に基づく防災対策（特定の開発行為を行う際の県知事の許可、居室を有する建築物の建築確認時の構造審査など法令等に基づく指導及び事務）を実施する。
- 宅地造成等に伴う崖崩れ災害及び土砂災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく規制区域を指定し、当該区域における宅地造成等の計画、構造、施工等について指導する。
- 盛土等に伴う災害について、発生のリスクをより正確に把握し災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく基礎調査として、既存の盛土等を抽出のうえ、応急対策の必要性判断及び安全性把握調査の優先度評価を実施し、必要に応じて安全性把握調査及び安全対策の実施を検討する。
- 大規模盛土の滑動崩落への予防対策として、大規模盛土造成地の変動予測等は、詳細調査（第二次スクリーニング）が必要とされる地区について、最新の知見を踏まえて調査を進める。
- 市は、崖地に近接する建物について、構造の改善、補強及び移設、並びに排水施設の設置及び改善等の指導を行う。
- 市は、横浜市建築基準条例に基づき、建物の被災を予防するため、計画、構造及び施工等について行政指導を行う。

3 崖地の点検及び調査、崖改善の促進【建築局、各区】

- 市は、宅地防災パトロールを実施して崖地の確認を行い、対策が必要となる崖地の所有者又は管理者に対して、工事に係る助言や助成金制度の紹介を行うなど、崖地の改善に向けた働きかけを進める。
※ 市域における土砂災害警戒区域内の崖地（約9,800箇所）は、専門家による現地調査を実施済み。
- 市は、個人等が所有する高さ2mを超える崖等を対象に、崖崩れ等の土砂災害を防止するため、擁壁の築造等の対策工事の費用を一部助成する（崖地防災対策工事助成金制度）。また、既存擁壁の補強や崖地の保護など減災を目的とした対策工事の費用を一部助成する（崖地減災対策工事助成金制度）。
- 県は、高さが5m以上の自然崖で崩壊により被害を受ける人家が5戸以上ある区域を対象に防災工事を実施する。市は、原則としてその事業費の20%を負担する（急傾斜地崩壊対策事業）。
- 住宅金融支援機構は、宅地を土砂の流出などによる災害から守るための工事を行うよう、地方公共団体から勧告または改善命令を受けた方が、擁壁の設置などの宅地防災工事を行うための資金を融資する（宅地防災工事資金融資制度）。

4 道路崖対策【道路・交通政策局】

- 市は、道路防災総点検に基づき、継続的に監視が必要な道路崖について道路防災カルテとしてまとめ、日常点検及び専門技術者による詳細点検を行い、道路がけ防災工事実施基準に基づく対策を行う。
- 市は、その他の道路崖について必要に応じて点検調査を行い、道路防災カルテに加えるなどの対応を行う。

5 公園緑地崖対策【みどり環境局】

- 市は、即時避難指示対象区域における公園緑地の崖地について、対策を実施する。
- 市は、その他の崖地についても、管理者による日常点検のほかに、必要に応じて専門技術者による詳細点検を行い、その結果に基づく対策を実施する。

第8節 施設等の対策

1 停電対策【脱炭素・GREEN×EXPO 推進局、建築局、施設所管区局】

- 市区庁舎、消防署、病院などの重要拠点において、停電時における必要な機能維持のため、非常用電源設備の整備及び燃料の備蓄を継続的に実施し、維持管理を行う。また、自立・分散型エネルギー、再生可能エネルギーの導入等によるエネルギー供給源の多様化・分散化を図る。
- 自家発電設備の容量は、法令上求められる防災用設備及び保安用設備を稼働させるために必要な電力に加えて、災害活動・機能を維持するために必要な電力を確保する。
- 断水に備え、冷却水を必要としない方式又は冷却水の補給を必要としない原動機方式を採用する。
- 連続運転可能時間は、原則、7日間とする。
- 燃料備蓄量は、原則、病院及び市庁舎は7日間、その他区庁舎等重要な施設は3日間とする。
- 区庁舎等に次世代自動車及びハイブリッド自動車並びに給電機器を配備し、非常時の電源供給に活用する。また、電源供給の支援として、自動車会社は、協定に基づき区庁舎へ電気自動車を派遣する。
- 区庁舎に蓄電池を導入し、浸水時の非常用電源としての利用を可能とする。

2 公共建築物等の対策【施設所管区局】

- 市は、所有又は管理する市民利用施設等について、立地、利用者の性質等の特性を考慮し、災害時における必要な対策及び具体的な活動をあらかじめ定める。市及び防災関係機関等は、連携を進める。また、災害に係る情報、気象警報等の情報受伝達システムを整備する。
- 施設の所有者又は管理者等（指定管理者を含む。以下「施設管理者等」という。）は、災害時における必要な対策及び具体的な活動をあらかじめ定めるとともに、市及び防災関係機関等との連携を進める。特に、不特定多数の利用者のある施設は、情報の受伝達、利用者の安全確保、施設の保全、避難行動、被害状況等の報告等、災害等の態様及び状況に即した対策について、マニュアル等に定める。
- 施設管理者等は、施設等が避難場所等に指定されている場合は、避難者の受入体制について、市及び防災関係機関と連携して、あらかじめ定める。
- 市は、施設整備等に当たっては、災害警戒区域（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等）の所在、種別等を考慮する。

3 文化財等の対策【都市整備局、消防局、教育委員会事務局】

- 文化財の所有者又は管理者、消防局、地域住民等は協力し、防災訓練を実施する。
- 市は、横浜市文化財保護条例（昭和62年12月条例第53号）に基づき、文化財の所在、形式、構造等の情報を整理・把握する。また、歴史を生かしたまちづくり要綱に基づき、歴史的建造物等の維持管理、耐震改修、防災施設などの助成を行う。

第9節 地域主体のまちづくり【建築局、都市整備局、各区局】

- 市及び地域は、まちの課題や将来像を共有しながら、住みやすく災害に強いまちを目指す。
- 市は、まちづくり協議会等の地域の自主的組織を育成するとともに、地域まちづくりの様々な段階で、資金等の活動助成、専門家の派遣、地域防災に関する都市計画基礎調査データ等を活用した情報の提供など支援の充実を図り、地域主体の防災まちづくり計画の策定を支援する。
- 災害時における、市民相互の助け合いや民間企業等の協力を繋がるよう、平常時から、市及び地域住民は、協働によるコミュニティづくりを進めるとともに、企業との協定等による災害対応力の強化を図る。

第3章 地震・津波への備え

第1節 建築物の耐震化等

1 公共建築物・設備の耐震化【健康福祉局、建築局、施設所管区局】

○ 市は、旧耐震基準（昭和56年5月31日以前の建築基準法の耐震基準）により建築された既存建築物について、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）（耐震改修促進法）に基づく横浜市耐震改修促進計画（令和5年6月改定）を定め、住宅、公共建築物、多数の者が利用する建築物、地震災害時に通行を確保すべき道路沿道の建築物等の耐震化を進める。

(1) 公共建築物の耐震性確保

- 市は、旧耐震基準により建築された公共建築物について耐震診断調査を実施し、別に定める指標により耐震性能を判定する。補強対策を要する施設は、公共施設の耐震化整備方針並びに耐震性能及び建設年度等を考慮した耐震対策事業計画により、耐震性を計画的・効率的に確保する。
- 市は、新たに建築する公共建築物について、公共施設の耐震化整備方針及び別に定める基準により、耐震性の強化を推進する。
- 市は、保有する公共建築物の特定天井の脱落対策について、横浜市公共建築物天井脱落対策事業計画に基づき、優先度を勘案して計画的に耐震化に取り組む。

(2) 設備等の耐震性確保

- 旧耐震基準により設置された電気、機械等の建築設備の耐震診断調査を実施し、補強が必要なものについては、建替計画等との整合を図りながら、早期に補強対策を進める。

2 特定建築物等の耐震改修の促進【医療局、建築局】

- 建築物の所有者は、耐震改修促進法及び建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第20号）に基づき、耐震性向上に努める。また、不特定多数の者が利用する大規模な建築物等の所有者は、耐震診断の実施及び診断結果の報告を市に行う。
- 市は、旧耐震基準で建築された、①病院・学校等災害時に重要な機能を果たす施設、②百貨店等災害時に多数の者に危険が及ぶおそれがある施設、③危険物の貯蔵場又は処理場で別に定める要件に該当する民間建築物等について、耐震診断又は耐震改修工事に要する費用の一部を補助する。
- 市は、災害時に通行を確保すべき道路※沿道の建築物のうち、旧耐震基準で建築された一定高さ以上のものについて、耐震診断や耐震改修工事に要する費用の一部を補助する。
※ 緊急交通路、第一次緊急輸送路（輸送の骨格をなす道路）、第二次緊急輸送路（第一次緊急輸送路を補完する道路）、災害時重要拠点アクセス路（災害発生時の拠点となる建築物から緊急交通路に至る道路）。
- 市は、耐震改修促進計画において、耐震診断の義務付け対象道路を指定する。
- 市は、休日急患診療所の耐震化を進めるとともに、民間病院に対して各施設の運営や指導監督面から働きかけ、耐震化を促進する。

3 木造住宅及びマンションの耐震診断及び耐震補強等促進【建築局】

- 市は、旧耐震基準で建築された木造個人住宅に、市長が認定する木造住宅耐震診断士を派遣し、耐震診断を行う。診断の結果、耐震性が確保されていないと判定された木造住宅に所有者又は居住者が耐震改修工事を行う場合、又は木造住宅を除却する場合、その費用の一部を補助する。
- 市は、旧耐震基準で建築された木造個人住宅に、居住者が防災ベッド又は耐震シェルターを設置する場合、その本体費用の一部を補助する。
- 市は、旧耐震基準で建築された分譲マンションが耐震診断を行う場合、その費用の一部を補助する。

診断の結果、耐震改修が必要と判定された分譲マンションが、その耐震改修工事を行う場合、設計、工事監理及び耐震改修工事費用の一部を補助する。

4 社会福祉施設の耐震化促進【こども青少年局、健康福祉局】

- 社会福祉施設の設置者又は管理者は、利用者の安全を確保し、災害時要援護者の福祉避難所として利用できるよう、耐震調査を実施し、耐震性の向上に努める。

5 危険なブロック塀等の改善促進【建築局】

- 通学路や生活道路等における安全確保のため、市は、道路等に面する、高さ1m以上で倒壊のおそれがある危険なブロック塀等について、所有者へ改善を働きかけるとともに、改善工事に要する費用の一部を補助する。

6 落下防止対策【建築局】

- 中高層建築物の所有者は、建築物の外壁、開口部及び窓ガラス、煙突、広告塔、高架水槽その他建築設備等の落下防止対策を講じる。また、落下のおそれのある建築物については、建築物の防災上の改修と落下物の防止対策を促進する。

第2節 緊急輸送路等の対策【道路・交通政策局】

- 市は、橋りょうの耐震補強及び老朽橋の補修を進める。特に、緊急輸送路にある橋、高速道路・鉄道を跨ぐ橋などを地震対策上の重要橋りょうと位置づけ、優先的に対策する。
- 市は、落橋による車両通行機能の阻害を防止するため、緊急輸送路などの上を跨ぐ歩道橋を優先し、耐震補強を進める。
- 市は、地震に起因する落石、崩壊、地すべり等の災害で道路交通に支障を及ぼす可能性のある道路崖について、対策を実施する。緊急輸送路に面した道路崖の点検監視等を継続して実施する。
- 市は、トンネル坑口の法面の安全性を確保するため点検を行う。
- 市は、街路樹について、倒木による車両通行機能の阻害の防止に加え、道路への建物倒壊防止機能や火災延焼防止機能の確保のため、点検・管理を進める。
- 市は、地震時の道路陥没を防ぐため、路面下空洞調査を進める。

第3節 地震火災対策（延焼被害の軽減）

1 対策の概要

- 火災に強い都市空間の形成、出火率の低減、初期消火力の向上等、地震火災対策の強化を進める。
- 特に火災による延焼危険性の高いエリアについて、市は、対象地域[※]に定め、「横浜市密集市街地における地震火災対策計画（以下「地震火災対策計画」という。）」を策定して、施策の重点化を図る。
※ 特に重点化が必要な地域を「重点対策地域（不燃化推進地域）」、それ以外を「対策地域」とする。

2 火災に強い都市空間の形成【みどり環境局、建築局、都市整備局、道路・交通政策局】

- 主要な幹線道路沿道の不燃化を図ることによる延焼遮断帯の形成、避難及び緊急時の輸送機能の確保など、火災に強い都市空間を形成する。
- 木造住宅密集市街地等の延焼危険性が高い地域について、防火地域等の指定等による建築物の不燃化促進、狭あい道路の拡幅整備、広場、公園及び防火水槽の整備等を行い、延焼を防止するとともに、消防活動、避難に必要な機能を確保する。

- 地震火災対策計画において地震火災対策重点路線を定め、被害想定による延焼範囲を分断する都市計画道路を整備するとともに、既設の都市計画道路沿道の不燃化を重点的に進める。

3 出火率の低減、地域防災力・消防力の向上【都市整備局、消防局、防災・危機管理統括本部】

- 市は、通電火災を防ぐための感震ブレーカーの設置、家具転倒防止等による火気器具や電気機器による出火の防止等、自助の取組による出火率低減を図る。
- 市は、初期消火器具の設置普及の促進、管轄消防署による初期消火器具取扱い及び防災訓練の指導などを実施して、地域の初期消火力を高め、共助による地域防災力の向上を図る。
- 市は、防災上課題のある密集住宅市街地において、地域による防災まちづくり活動を支援する。
- 市は、車両・資機材の整備を推進するとともに、消防団を充実強化するなど、公設消防力の向上を図る。住宅密集地など道路が狭隘な地域へのミニ消防車の配備、河川等から大量送水又は取水できる資機材の適正配備を行う。

第4節 液状化対策【みどり環境局、下水道河川局、資源循環局、建築局、都市整備局、道路・交通政策局、港湾局、水道局、交通局、防災・危機管理統括本部】

- 臨海部の埋立地は、地震時の強い揺れによって液状化する可能性があり、竣工から40年に満たない埋立地は特に注意を要する。岸壁や護岸、橋梁など大規模構造物の基礎は、概ね地盤改良工が施行されており、被害が発生しても比較的早期の復旧が可能な範囲に止まると考えられるが、東日本大震災を踏まえた国の基準改定などに応じて、構造物の種類（重要度）に応じた対策を進める。
- 市は、地盤の液状化の可能性が高い地域では、都市基盤の整備や公共建築物等の工事に際し、その施設構造物自体の強化や地盤改良など、液状化対策を進める。
- 市は、液状化のおそれのある地域の周知や、地盤や建築物を対象とした対策工法などの情報提供に努める。

第5節 高層建築物等の対策【建築局、防災・危機管理統括本部】

- 高層建築物等は、長周期地震動による影響が大きいことから、市は、上層階への物資の備蓄や地震管制運転装置付エレベーターへの改修促進などを啓発する。また、国が整備を進める技術基準等を踏まえた建築指導などに取り組む。
- 市は、高層マンション等における防災マニュアルの整備等を支援する。

第6節 危険物施設等の対策

1 危険物施設等【消防局】

- 危険物施設保有事業所は、危険物施設の機器の固定等及び建築物等の耐震化の推進並びに地震発生時等の事業所による組織的な対応等の構築に取り組む。
- 危険物施設保有事業所は、日常点検・定期点検の実施による施設や設備等の健全性の確認を行い、又は異常を早期に発見し、適切な対応をとることにより、危険物流出等の事故防止及び地震発生時等における被害の抑制、拡大防止を図る。
- 危険物施設保有事業所は、地震による危険物施設への影響、事故等における未然の防止、発災時の適切な対応等について、保安教育及び訓練を実施する。

2 有害化学物質等【みどり環境局、下水道河川局、建築局】

- 事業所において使用、製造又は保管されている有害化学物質等の、地震に伴う飛散又は流出を防止

し、市民の健康や生活環境を保全するため、対策を進める。

- 市は、市内事業所で使用される有害化学物質等の種類及び排出量等の情報をデータベース化し、防災関係機関等からの問合せに対応できるよう備える。
- 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）及び水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）の対象施設の設置者並びに横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年 12 月条例第 58 号）の対象事業者に対して、立入調査等により、施設及び有害化学物質等の適正な管理、並びに地震発生に伴う有害化学物質飛散流出時の体制の整備について指導する。

第 7 節 津波対策

1 対策の概要

- 津波防災地域づくりは、ハード・ソフトの施策を総合的に組み合わせて進める。
- 減災レベルの津波（防護レベルを超える津波）に対しては、市民等の避難対策を推進し、併せて、防護レベルの津波に対する「被害を防ぐ」対策でこれを補強する。
- 防護レベルの津波に対しては、これまでの高潮対策、想定津波の検討結果、河川や水路への津波の遡上に対する検証等を踏まえ、港湾区域、漁港区域、河川区域それぞれにおいて、対策が必要な地区における適切な防護手法を検討し、整備する。

2 減災レベルの津波に対する予防対策【下水道河川局、道路・交通政策局、港湾局、交通局、防災・危機管理統括本部、各区局】

- 市は、浸水が想定される区域から、安全な高台又は建物に概ね 10 分以内に避難できるよう、地域と連携して津波避難場所の確保に努める。
- 市は、津波警報等発令時において、避難対象区域周辺に対して情報受伝達を行うための手段をあらかじめ整備する。情報受伝達手段は、地震、風水害等の災害対策と共通とする。
- 市は、必要と認める箇所に、津波避難情報板及び海拔標示を掲出する。また、避難に関するガイドラインを作成するとともに、ハザードマップの作成に努める。市民等に対して、津波に関する正しい知識及び避難行動等を啓発する。
- 市は、所管する地下施設への浸水による人的被害を防ぐため、対策を行う。市営地下駐車場について、津波のおそれがある場合の避難手順の設定、最寄りの津波避難ビルの明示等の必要な対策を行う。
- 鉄道及び旅客船等を運行する事業者はその乗客について、駅及び客船ターミナルの施設管理者はその施設に滞在する者について、避難誘導計画を定めるよう努める。
- 市営地下鉄は、浸水が想定される区域における、駅及び駅間に停止した列車からの避難誘導計画を定める。
- 船舶の対策は、京浜港船舶津波対策協議会で合意された次の主な内容に留意し、措置する。
 - (1) 地震に関する情報及び津波予報の入手経路について、あらかじめ確認を行う。
 - (2) 津波警報等が発令された場合、津波到達までの時間的余裕を考慮し、直ちに港外退避するか、陸揚げ固縛又は係留強化したうえ安全な高台や建物に避難する。
 - (3) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手するとともに、京浜港長が発令する避難指示等の情報に留意する。
 - (4) 港外退避する場合は、水深が深く十分広い海域で航路から離れた海域を選定する。
 - (5) 津波到達までの時間を考慮し、港外退避、陸揚げ固縛のいずれも実施するいとまが無い場合、直ちに安全な高台や建物に避難する。
 - (6) 船舶の避難、安全性を確保するため、早期の港外退避、陸揚げ固縛、係留強化等の自主防災行動

力の向上を図る。

3 防護レベルの津波に対する予防対策【みどり環境局、下水道河川局、道路・交通政策局、港湾局、交通局、防災・危機管理統括本部、区局】

- (1) 護岸等の点検及び補強等並びに海岸保全施設等（堤防、突堤、護岸、胸壁及び河川護岸など、津波やその河川遡上による浸水、侵食を防止するための施設。以下「津波防護施設」という。）の整備（港湾区域、漁港区域、河川区域）
 - 防護レベルの津波への対策を要する地区における護岸等は、建設年次の古い施設を対象に老朽度、天端高（堤防、護岸の頂部の高さをいう。）の点検及び耐震性診断を進めるとともに、堤体の防護効果を検証する。安全性、有効性に問題がある施設は、その管理者により、改修、補修、補強、嵩上げ等の措置を講じる。併せて、防潮堤等、新たに必要な津波防護施設の整備を進める。
- (2) その他の施設
 - 市は、津波による影響を受ける雨水放流管等について、逆流防止の措置を講じる。
 - 津波浸水が想定される区域に位置する水再生センター及びポンプ場は、津波浸水防止等の措置を講じる。
 - 市は、みなとみらい21地区の共同溝について、浸水対策を検討し、必要な工事を実施する。
- (3) 輸送・交通対策
 - 緊急輸送ネットワークとして指定された輸送施設及び輸送拠点は、津波災害に対する安全性の確保に配慮する。
 - 港湾管理者は、港内在港船舶の避難のための船舶交通の制限等の措置について、横浜海上保安部等と連携する。また、災害時の港湾区域内の漂流障害物除去、救援物資・人員輸送等について、協定に基づき、港湾関連事業者との連携に努める。
 - 鉄道事業者は、走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合、避難路の確保や運行の停止等、必要な措置を講じるよう努める。

第8節 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合への備え【防災・危機管理統括本部、各区局】

- 市は、平常時から、南海トラフ地震臨時情報の内容及び発表された場合の対応などについて、市民及び事業者等への普及啓発に努める。
- 市、防災関係機関、施設管理者、事業者等は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応について、あらかじめ定めるよう努める。
- 県警察は、国の動向を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、運転手がとるべき行動の要領を定め、住民に周知する。
- 事業者等は、その特性、地理的条件等を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における安全確保対策及び業務継続を検討する。大規模地震に備えた業務継続計画の確認又は策定努力、人的・物的資源の一部制約等による企業活動への影響及び事業継続措置、後発地震に備えた対応の検討、従業員等の安全確保、警戒措置の実施、地域との連携・協力等の検討及び計画等への反映に努める。

第4章 風水害その他自然災害への備え

第1節 水害対策

1 河川の概要及び整備計画等【下水道河川局】

(1) 市内の河川の概要

一級河川	1水系（鶴見川水系）	9河川
二級河川	5水系（帷子川水系、境川水系、大岡川水系、宮川水系、侍従川水系）	24河川
準用河川	6水系（鶴見川水系、入江川水系、滝の川水系、帷子川水系、境川水系、大岡川水系）	23河川

- 一級河川鶴見川及び二級河川境川は、特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）に基づく特定都市河川及び特定都市河川流域に指定されている。

(2) 河川の改修及び整備計画

- 市は、市内56河川のうち治水上重要な28河川について、時間降雨量約50mmへの対応を当面の目標とするとともに、下流部の河川管理者と協議が整った河川から時間降雨量約60mmに対応した河川改修を進める。
- 近年、気候変動の影響などから局地的大雨が増加傾向にあることから、従来の治水対策に加え、時間降雨量約60mm対応も含めた河川整備など、国、関係地方公共団体、事業者、地域住民等の流域のあらゆる関係者が一体となって取り組む流域治水を推進する。

2 流域対策の推進【脱炭素・GREEN×EXPO推進局、みどり環境局、下水道河川局】

(1) 概要

- 本市において、市街化が著しい河川下流域（臨海部）は、河道拡幅等による流下能力向上に限界があるなど、河川整備が困難な状況にある。さらに、流域の宅地開発等、市街化の進展により、河川への流出量が増大している。これらに対応しながら早期に治水安全度を高めるためには、河川流域における保水・遊水機能を保全して河川への流入を抑制し、河川流量の低減を図るなど、雨水流出抑制方式による浸水対策の推進が特に重要となる。
- 雨水を一時貯留・浸透させるなど保水・遊水機能の保全として、水源の森の設置並びに樹林地及び農地の保全等を行う。
- 学校、公園等の公共・公益施設における雨水貯留浸透施設の整備、宅地開発及び大規模開発等における雨水調整池及び雨水貯留浸透施設等の設置指導、市所管既存雨水調整池の貯留容量の拡大、集合住宅及び個人住宅等への雨水浸透ますの設置等により雨水流出を抑制し、河川への短時間流入を防ぐ。
- 河川、下水道及び流域が一体となった総合的な治水対策を段階的に進める。
- 都心部などの特に社会資本が集中する地域では、河川・雨水幹線及び雨水貯留施設等の整備と、警戒・避難に必要な情報の収集及び伝達等により、ハード・ソフトの両面による大雨に強いまちづくりを進める。

(2) 特定都市河川浸水被害対策法に基づく浸水被害対策の推進

- 特定都市河川流域内の住民、事業者は、雨水を貯留浸透させる努力を担い、雨水浸透阻害行為を行う場合は、許可の取得を要する。
- 河川管理者、下水道管理者及び流域自治体（市）は共同で、流域水害対策計画を策定する。
- 鶴見川では、「鶴見川流域水害対策計画（平成19年3月）」を策定し、水害に強いまちづくりを目指して流域一体となった浸水被害対策を実施している。令和3年の流域治水関連法の改正に伴

い、新たな制度や気候変動を踏まえた計画の拡充を行い、水害対策をより一層促進する。

3 下水道施設等の整備【下水道河川局】

- 市は、施設の老朽化が著しく、能力の低下した管きよや水再生センター及びポンプ場の増設、改良、更新、再整備を行い、機能改善及び向上を図る。同時に、合流式下水道の改善、高度処理化を推進し、公共用水域の水質改善を図るとともに、処理水や汚泥の資源としての有効利用を推進する。
- 雨水整備目標は、当面、時間降雨量約 50mm 程度（5 年に 1 回程度）とする。特に人口が集中する低地区などは、さらに安全度を高めるため、時間降雨量約 60mm 程度（10 年に 1 回程度）に対応する整備を段階的に進める。横浜駅周辺は、浸水による経済活動及び事業活動への社会的影響が甚大なものとなることから、時間降雨量約 74mm 程度（30 年に 1 回程度）に対応する整備を行う。
- 市は、雨水調整池の整備、透水性舗装、雨水浸透ます設置等により、雨水流出抑制策を行う。
- 市は、全ての下水道管路施設を対象とした点検調査による状態監視保全に基づき、計画的に下水道管きよの再整備を行う。また、下水道管きよの調査、清掃及び修繕工事を行い、流下機能を確保する。
- 市は、水再生センター及びポンプ場について、ポンプや自家発電設備等が確実に運転できるよう、機器の点検整備を計画的に行うとともに、職員の技術向上を図るため、訓練や技術研修を実施する。

4 関係機関との連携【下水道河川局、消防局、防災・危機管理統括本部、河川水系に関係する区】

- 市は、河川管理者が開催する水防連絡会※に参加し、重要水防区域をはじめ、河川の改修状況などについての情報の収集・交換に努める。
※ 多摩川・鶴見川・相模川水防連絡会（国土交通省主催）、横浜川崎治水事務所管内水防連絡会、厚木土木事務所東部センター水防支部管内水防連絡会、藤沢土木水防支部連絡会、横浜川崎治水事務所川崎治水センター管内災害対策連絡会（県主催）
- 多摩川・鶴見川・相模川流域大規模氾濫減災協議会として、水防災意識社会の再構築のために関係者が連携し、流域における洪水氾濫の被害を軽減するためのハード・ソフト対策を一体的に推進する。
- 県、市町村、横浜地方気象台は、神奈川県大規模氾濫減災協議会を通じて連携協力し、水防災意識社会を再構築するためにハード・ソフト対策を一体的に推進する。

5 洪水浸水想定区域等【下水道河川局、防災・危機管理統括本部】

- 国、県及び市は、防災関係機関による災害予防措置及び市民等の防災意識向上による円滑かつ迅速な避難を確保するため、基準及び事業推進状況に基づき、区域の指定又は想定を行う。
- 国土交通大臣又は県知事は、洪水浸水想定区域を指定する。
- 市長は、雨水出水浸水想定区域を指定する。

第2節 高潮災害対策

1 埋立地、港湾施設の対策【みどり環境局、下水道河川局、都市整備局、港湾局】

- 本市の海岸線は、一部を除きほぼ全面が埋立地である。横浜港は、埋立により拡張してきたが、高潮を考慮した埋立の基準高さ（T.P.+2.7m）に沿って水際線が整備されてきた。横浜港で推定される計画高潮位はこれを下回っていることから、高潮に対して一定の安全性が確保されていると考えられる。しかしながら、最新の知見や護岸の経年変化による沈下等を踏まえ、海岸保全施設等の整備を進める。
- 海域に流入する河川の河川管理者は、高潮対策事業等により護岸等のかさ上げ工事を実施する。
- 臨海部の護岸の管理者は、状況の把握に努め、必要な対策を講じる。再開発事業などが行われる地域は、事業実施に併せて、市は、かさ上げ等を行うよう指導・要請を行う。

2 河川の対策【下水道河川局】

- 市が管理する河川は、洪水に対する安全確保の観点から、満潮時においても洪水を安全に海まで流すことを最優先として整備してきたため、海域に流入する河川のうち、市管理の河川である準用河川の入江川（派川含む。）、滝の川、そのほか水路の河口部には、計画高潮位（T.P. +2.7m）に対して高さが不足している区間があり、高潮対策が必要と確認されている。
- 高潮による海からの水の浸入を防ぐ観点と、高潮時において発生が想定される台風により増水した河川の水を早く安全に海まで流す観点から、対策を進める必要がある。市が管理する河川について、護岸整備などによる高潮対策の検討を進めるとともに、各河川の改修に合わせて必要な対策を行う。
- 国及び県は、一級河川鶴見川、二級河川帷子川等について、河川管理者による河川整備計画に基づき、高潮対策の整備又は検討を進める。

3 下水道の高潮対策【下水道河川局】

- 河川及び海岸線沿いに整備された下水道施設等について、水再生センター及びポンプ場の護岸は、計画高潮位を上回るが、これらから排水する放流きよ及び雨水を排除するための管きよは、計画高潮位を下回る箇所が存在するため、高潮対策と津波対策を合わせて進める。
- 市は、水再生センター及びポンプ場の処理機能について、高潮による電源損失又は制御不能を防ぐための対策を行う。雨水を排除するための管きよは、高潮による海からの水の逆流など維持管理の支障とならないよう対策を行う。

4 高潮浸水想定区域

- 県知事は、防災関係機関による災害予防措置及び市民等の防災意識向上による円滑かつ迅速な避難を確保するため、高潮浸水想定区域を指定する。

第3節 風害対策

1 街路樹倒伏防止対策【道路・交通政策局】

- 市は、台風などの強風時における倒伏を防止するため、腐朽しやすい街路樹について、樹木医による点検を行う。深刻な状態が確認された場合は、伐採を行い、倒伏による被害の防止に努める。

2 公園緑地の危険樹木管理【みどり環境局】

- 市は、強風等による倒木や落枝によって、市が管理する公園緑地内の樹木が利用者や隣接する家屋、道路等へ被害を及ぼすことを防止するため、管理者による日常点検を実施する。危険性が認められた場合には、危険な樹木や枝の除去を行う。

3 市営地下鉄の強風対策【交通局】

- 市営地下鉄は、地上走行区間での強風対策として沿線に風向風速計を設置して、常時風速を計測する。強風時には、風速に応じて運転規制をかけて、列車の安全運行確保に努める。

4 空コンテナの飛散防止対策【港湾局】

- 市は、指定管理者と協力し、ふ頭内及び周辺管理用地の利用者に対して、強風時に空コンテナが飛散しないよう、多段積みを極力避けること、固定具又はワイヤー等で飛散防止を図ることを指導する。

5 竜巻等の突風災害対策【防災・危機管理統括本部、各区】

- 竜巻等の突風による災害は、発生の予測又は予防が困難ではあるが、発生時に適切な行動をとることによって被害を軽減することができるため、広報媒体を活用して市民への普及に努める。

第4節 雪害対策【道路・交通政策局、消防局、交通局、各区局】

- 市は、除雪、融雪、凍結防止活動等を行うため、車両運行のためのタイヤチェーン又は冬用タイヤのほか、必要な資機材等の整備及び維持管理を行う。

第5節 火山災害対策

1 降灰対策の検討及び推進【市民局、こども青少年局、健康福祉局、みどり環境局、下水道河川局、資源循環局、道路・交通政策局、消防局、水道局、交通局、教育委員会事務局、防災・危機管理統括本部、各区局】

- 国、県、市及び防災関係機関等は連携して、市民の安全、生活、経済活動等に及ぼす影響を軽減するため、降灰対策等について検討を進める。検討に当たっては、県・横浜・川崎・相模原防災・危機管理対策推進協議会、九都県市地震防災・危機管理対策部会等の場も活用する。
- 市及び防災関係機関等は、道路通行不能、停電など降灰による影響を想定した対策の検討を進める。携帯電話等の電波を使用する機器、船舶などへの降灰による影響は不明とされているため、各管理者は、不測の事態に備え、対応についてあらかじめ定める。
- 市は、民間団体等と、火山降灰時における応急復旧業務に関する協定等の締結を推進する。
- 市は、火山降灰対策に必要な資機材・物資の備蓄等を行うほか、建物その他の施設で、特に火山降灰からの防護を要するものには、必要な対策を講じる。
- 市は、他の災害対策と同様に、地域の自主防災組織、事業所、ボランティア団体等の育成を図り、また各団体等との連携を強化するとともに、地域全体が相互に協力できる体制の確立を図る。災害時要援護者への情報提供、相談対応等も他の災害と同様に体制を整備するとともに、地域における声掛け等の共助の取組が行えるよう支援を進める。
- 市は、火山灰の処分方法について、関係機関との検討を行う。市は、市内での処分場選定を行うとともに、広域的な処分について、国及び県との協議を進める。また、火山灰の海洋投棄について、必要な法整備を行うよう、国に働きかける。

2 市民等の災害対応力の向上【防災・危機管理統括本部、各区】

- 市は、市民及び事業者等に対し、火山災害についての正しい理解が進むよう、火山災害に関する情報の提供や降灰等から身を守る手段等についての普及啓発に努める。
- 市民は、日頃から、火山災害に関する知識等の習得に努めるとともに、マスク、目を守るゴーグル、衣料品などの備蓄、生活用水の汲み置き、地域での防災訓練等への参加、町の防災組織などを単位とした地域での降灰への対応要領の確認などに努める。

第5章 都市災害への備え

第1節 大規模な火災対策（地下街等及び高層建築物等火災対策）【消防局】

- 不特定多数の者が利用する地下街及び地下街と一体と見做す防火対象物（以下「地下街等」という。）及び高層建築物等の管理者は、消防法（昭和23年法律第186号）、同法施行令（昭和36年政令第37号）、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づき、必要な対策を行う。
- 地下街等及び高層建築物等の管理者は、消防用設備等について、法定資格を有する者による点検整備を行い、点検結果は、市（消防局又は所轄消防署）に報告する。また、その他の防災諸設備、火気使用設備及び電気設備について、平常時から点検整備する。
- 地下街等及び高層建築物等の管理者は、消火、通報及び避難訓練を実施する。また、従業員に対する防災教育を行う。
- 地下街等及び高層建築物等の管理者は、防火管理者を選任し、所轄消防署へ届け出る。防火対象物の管理権限が複数の場合は、統括防火管理者を選任し、同様に届け出る。防火管理者又は統括防火管理者は、消防計画の作成、避難訓練の実施、従業員に対する防災教育等防火管理上必要な業務を行う。
- 地下街等及び高層建築物等の管理者は、自衛消防組織を設置する。防火対象物の管理権限が複数の場合は、共同で設置する。
- 地下街等及び高層建築物等の管理者は、避難経路、火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底など火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限、安全なガスの使用などによる火災安全対策の充実を図るものとする。
- 市は、無線通信補助設備の確認を行う。また、関東管区警察局との協定に基づき、同設備を警察機関が活用できるようにしている。関東通信局は、電波法（昭和25年法律第131号）に定める定期検査を行う。
- 市は、高層建築物等の火災等の対応として、ヘリコプターによる消防活動用離着陸スペースを屋上部分に確保するため、緊急離着陸場等設置指導基準を定め、指導する。

第2節 大規模な爆発対策【消防局】

- 市、ガス事業者、地下街等の管理者、電力事業者、県警察等の関係機関は、災害防止及び災害時における対策、連絡・活動体制等必要事項についてあらかじめ定める。
- 地下街等の管理者は、ガス事業法及び消防法等関係法令に基づく機器等の使用、ガス漏れ火災警報設備等の安全設備の設置等を行う。
- 都市ガス事業者は、ガス事業法に基づく定期点検を実施する。
- 東京ガスネットワーク(株)は、需要家及び関係者に対して、法的な安全設備の設置・改善の指導及びガス消費機器の使用・点検方法の指導等を実施する。
- 東京ガスネットワーク(株)は、特定地下街管理者に対して、ガス漏れ火災警報設備の位置及び発報時の措置、ガス漏れ時の緊急措置を徹底する。
- 東京ガスネットワーク(株)及び特定地下街管理者は、法定の引込み管ガス遮断装置及び緊急ガス遮断弁を設置するとともに、覚書を締結して、緊急時の操作、開閉操作、点検等を定める。
- 東京ガスネットワーク(株)及び市は、災害予防活動及び引込み管ガス遮断装置の操作によるガス供給停止等について業務協約を締結し、協力体制を構築する。
- 市は、地下街等の管理者に対して、消防法に基づく立入検査及び東京ガスネットワーク(株)との業務協約に基づく共同点検を実施するほか、ガス漏れ火災警報設備の設置指導を行う。

- 市は、都市ガス供給事業の概要の把握、都市ガスに関する調査研究及び消防隊員に対する教育、土木工事等事業者に対する防災指導、一般消費者に対する防災指導等を行う。

第3節 危険物、火薬類、高圧ガス、毒劇物、有毒物質等に起因する災害対策

1 危険物・火薬類・高圧ガス・毒劇物取扱施設及び輸送時災害対策【みどり環境局、消防局】

- 市、防災関係機関及び施設管理者等は、法令（労働安全衛生法、消防法、危険物の規制に関する政令、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号））に基づき、化学工場等の施設、輸送中の危険物、火薬類及び高圧ガス等の爆発、爆燃並びに危険物又は毒性ガス漏洩等を予防する。
- 市は、有毒物等貯蔵・取扱施設等に関して所有する資料を、関係機関に提供する。
- 市及び防災関係機関は、所轄消防署への届出促進及び警防査察、相互の情報交換を通じて、消防法に定める危険物以外の危険性物質保有施設の実態把握を図る。

2 有毒物質漏洩災害対策【医療局、みどり環境局、消防局】

- （公財）日本中毒情報センター、民間検査機関及び市は、有毒物質の調査のための連絡体制を確保する。
- 市立病院等は、有毒物質等による中毒症状に使用する薬品を保有する。
- 市は、必要な医薬品、防護服、防毒マスク等の資機材を整備する。

第4節 海上災害対策【みどり環境局、資源循環局、港湾局、消防局、防災・危機管理統括本部、沿岸区】

- 市、県、県警察、横浜海上保安部、防災関係機関、港湾・船舶関係者等は、港湾区域等における災害に備え、情報受伝達体制及び連携協力体制を整備する。
- 関係機関は、横浜管内排出油等防除協議会を組織し、横浜港及びその周辺海域において大量の油又は有害液体物質の排出事故が発生した場合の排出油等防除活動について必要な事項を協議し、かつ、その実施を推進する。
- 横浜海上保安部及び市（消防局）は、業務協定を締結し、横浜港港湾区域における消火活動の分担範囲を定める。市は、ふ頭、棧橋又は岸壁に係留された船舶及び上架又は入渠中の船舶並びに河川、運河（京浜運河を除く。）内の船舶を分担するものとし、横浜海上保安部は、市の分担以外の船舶を分担する。分担外の範囲は相互に協力する。
- 東京湾消防相互応援協定に基づき、協定都市の港内及びこれに関連する沿岸施設等に大規模災害が発生した場合において、締結各都市の消防機関は、相互に応援協力する。
- 市は、油流出時の応急活動を実施するため、必要な資機材を備蓄する。
- 市（消防局、港湾局等）は、流出油回収に係る事項の調査研究等を行う。
- 油流出時の対策は、軽石等の海上漂流物対策に準用する。
- 横浜海上保安部は、次の予防対策を講じる。
 - (1) 各種講習会の開催、訪船指導等による海上防災思想の普及
 - (2) 大規模な災害を想定した関係機関等との連携による防災訓練の実施
 - (3) 船舶に対する安全運航の励行指導及び危険物積載船舶に対する安全対策指導
 - (4) 危険物専用岸壁の安全施設の整備及び自衛防災体制の整備に関する点検指導
 - (5) 船舶交通・危険物の荷役及び貯蔵場所、はしけ溜り、在港船舶等港湾の状況把握
 - (6) 災害発生の場合に必要な資機材、船舶その他施設の状況把握と緊急調達方法

第5節 鉄道災害対策

- 市及び鉄道事業者等の防災関係機関は、市域を運行する鉄道施設において発生が予想される衝突、火災及び化学品等輸送車両の事故について、とるべき対策をあらかじめ定める。また、災害予防又は災害応急活動における連携・協力体制についてあらかじめ協議し、定める。

1 東日本旅客鉄道(株)、東急電鉄(株)、京浜急行電鉄(株)、相模鉄道(株)、横浜高速鉄道(株)、市営地下鉄、(株)横浜シーサイドライン

- 列車の運行は、自動列車制御装置(ATC)、自動列車停止装置(ATS)、自動列車運転装置(ATO)、列車集中制御装置(CTC)、列車無線装置等の採用により、安全確保及び災害防止に努める。
- 鉄道事業者は、地震計、非常用自家発電装置、集中防災監視盤、非常発報装置、消火防煙装置、列車緊急停止装置、防災システム等を関係法令等に基づき設備し、内部規程等に基づき、定期的に点検整備を実施する。
- 鉄道事業者は、案内放送、誘導無線装置、加入電話及び業務電話等、通信連絡設備を整備する。
- 鉄道事業者は、防火管理体制の整備、駅及び車両の構造物への不燃材・難燃材使用等により、火災予防の徹底を期する。
- 鉄道事業者は、関係職員に対する防災教育訓練を、職場教育の一環として実施する。消防法、内部規定等に基づく災害時の防災組織の確立、初期消火、救急活動等応急措置に係る訓練を実施する。訓練に当たっては、消防署など関係機関との連携も考慮する。
- 市営地下鉄及び(株)横浜シーサイドラインは、地下街、ビル等の施設と接続又は隣接する駅において、接続又は隣接施設との相互防災のため、防災協定を締結する。

2 東海旅客鉄道(株)(新幹線鉄道施設)

- 列車運転時は、ATCを使用して、先行列車との間隔及び進路の条件に応じて列車の速度を制御する速度制御式を常用保安方式として施行する。また、地震計を設置し、列車を停止させるシステム(東海道新幹線早期地震警報システム:テラス)を活用する。
- 鉄道事業者は、新幹線車両の所定の箇所には、不燃性又は難燃性の材料及び同様の加工処理をしたものを使用する。
- 鉄道事業者は、災害時の救出作業に支障のないよう、照明器具を確保する。トンネル内には、壁面への距離表示、沿線電話機、照明灯を設置する。
- 鉄道事業者は、社員への防災知識の普及に努めるとともに、応急対策又は復旧対策等に従事する社員が、必要な技術、技量を高度に発揮できるよう、教育・訓練を実施する。

3 日本貨物鉄道(株)

- 建物、施設、車両等の火気使用箇所、消防設備について、消防法に基づく消防計画及び車両関係規程により、点検整備、検査、管理を実施する。災害応急対策に必要な機器、用具等を整備するとともに、救難、救護に必要な措置を講じる。
- 災害時における電力確保のため、非常用予備発電装置及び予備電源設備の利用方を定める。
- 災害時に備え、貨物の引受、輸送の制限等の輸送対策を策定する。
- 異常時における連絡船事業について、客貨輸送の円滑を期するための輸送対策を策定する。

- 災害時において応急資材の供給を確保するため、緊急調達制度の活用、災害予備用貯蔵品の保有及び配置、緊急配給体制の確立等を行うとともに、自社及び関係機関等における応急用建設器材の配置状況等を把握し、その緊急使用の方法及び運用をあらかじめ定める。
- 災害時における被災線区等の輸送・被害状況等の把握及び報道機関等への発表のため、あらかじめその体制を定める。
- 災害対策業務に従事する社員に教育を実施し、情報連絡及び予防措置等防災知識の習得を図るとともに、災害応急対策、復旧等に必要な判断力と技能を養成するため、訓練を行う。また、技術者及び技能者の配置状況等を把握するとともに、災害時における従事命令の発動方法、手順等を定める。施設の機能保全に必要な体制を整備し、防災対策の計画的推進を図る。
- 災害応急対策に必要な要員、資材及び機器等の輸送は、緊急輸送用自動車によるものとする。

第6節 道路災害対策

- 道路管理者は、自動車専用道路における衝突、車両火災及び危険物等による事故に対処するため、災害予防及び応急対策をあらかじめ定め、必要な措置を講じる。
- 道路管理者は、災害時における救急、消火活動、通行の禁止制限、広報活動等に関し、あらかじめ市及び関係機関と協議する。
- 道路管理者は、防災に関する一般的知識、関係機関等の防災計画、緊急時の措置等について、所属職員及び管理業務委託会社、請負会社の従業員を対象として、講習会等による防災教育を実施する。また、原則として、年1回以上の防災訓練を行う。
- 道路管理者は、防災設備の点検について、道路法（昭和27年法律第180号）等関係法規に基づくほか、内部規定等による日常点検を行う。また、応急、復旧用資機材について、平常時から整備点検を行うほか、関連事業者にも整備点検を指導する。

第7節 航空災害対策

- 国、地方公共団体及び防災関係機関は、民間航空機事故発生時の連絡体制及び連絡事項をあらかじめ定める。
- 国、地方公共団体及び防災関係機関は、米軍機又は自衛隊機事故発生時の連絡体制をあらかじめ定める。県内の関係機関及び横浜防衛施設局、海上自衛隊第4航空群司令部による「暫定申し合わせ（昭和54年7月9日）」、国等の関係機関、県下関係市町等で構成する航空事故等連絡協議会（事務局：横浜防衛施設局）が決定した「航空事故等にかかる緊急措置要領（昭和63年1月29日）」に基づき、運用を図る。

第8節 放射性物質災害対策

1 原子力事業者等による対策

- 原子力施設の管理者、並びに核燃料物質等の輸送事業者及び放射性同位元素を取り扱う事業者は、原子力関係法令を遵守し、安全管理に努め、災害発生防止のため必要な措置をとる。
- 核燃料物質等の輸送事業者及び放射性同位元素を取り扱う事業者は、火災、放射性物質の漏洩、その他の事故発生時等の緊急時に備え、通報・連絡体制、応急措置、放射線防護資機材の整備に努める。また、その職員等に対して、防災教育・訓練を実施する。

2 関係機関の連携強化等【防災・危機管理統括本部、各区局】

- 国、県、市、原子力事業者及び防災関係機関は、情報交換及び協力体制の確保など、平常時から連携を進める。また、市周辺又は県外の原子力施設における災害時の連絡体制について、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）（以下「原災法」という。）の規定及び県マニュアルに基づき、あらかじめ定める。
- 市は、県から、県内の原子力施設に係る輸送に関する情報の事前連絡を受けた場合、その取扱いに留意して、災害発生に備える。県外の輸送情報の取扱いは、国、県等と協議する。

3 放射線量又は放射性物質の観測・測定体制の整備及び実施、並びに市民への情報提供等

【みどり環境局、下水道河川局、消防局、水道局、教育委員会事務局、各区局】

- 県は、県内にモニタリングポストを設置し、広域的な放射線モニタリングを実施する。測定結果は、国等と連携し、県民等へ情報提供する。
- 市は、市内に環境放射線のモニタリングポストを設置し、大気中の空間放射線量（ γ （ガンマ）線）を測定して、市域における環境放射線の水準を把握及び公表する。
- 市は、放射線量又は放射性物質の観測・測定体制を整備する。下水道施設流入下水及び放流水等の検査、食品及び農作物等の検査、水道原水及び水道水の検査を行う。また、学校施設の安全性確保や給食食材の検査などの実施体制等をあらかじめ定める。

4 応急対策のための備え【医療局、消防局、各区局】

- 市は、放射線測定機器、放射線防護服等の資機材を整備する。
- 市は、消防活動計画を策定し、消防職員の被ばく防止、放射能汚染の防止等を含め災害応急活動体制の整備に努める。
- 市は、放射線被ばく者等を收容する医療機関の把握など、医療提供体制等の確保に努める。

5 知識習得、研修及び訓練、並びに啓発等【各区局】

- 市は、平常時から、放射線に関する基本的な知識を得て、理解を進める。必要に応じて、職員に研修等を行うとともに、関係機関と連携して、放射線からの防護や除染、放射線量測定等の対処について訓練を行う。災害時には、国等の原子力に関する専門的知識を有する機関による指示、助言等が重要となることから、平常時から連携を強化する。
- 国、県、市及び原子力事業者は、必要に応じて、放射線及び放射性物質の特性、災害とその特性、放射線による健康への影響及び放射線防護、屋内退避、避難、緊急時にとるべき行動及び留意事項に関する事等について、市民に対する啓発を行う。

第9節 行事等における雑踏事故対策

- 原則として、行事等の主催者を中心として、雑踏事故防止対策を確立する。
- 市及び防災関係機関等は、行事等における不特定多数の群衆の滞留及び流動により混乱等が予測される場合、又は雑踏事故が発生した場合に、被害の軽減を図るための対策をあらかじめ定める。

1 行事等の主催者の事前対策

(1) 警備対策

- 主催者（公民を問わない。）は、行事等の内容、規模、開催時間、天候等を踏まえ、事前に危険要因等の調査・分析を実施して、警備対策に反映する。

- 主催者は、会場等の警備担当事業者、県警察、市、関係公共交通機関、施設管理者等で構成する検討会を設置し、警備対策について協議検討する。
- 主催者は、会場等の実地調査や検討会での協議内容等を踏まえ、行事の警備計画を作成して、関係機関への周知を図る。警備計画に定める事項は、概ね次のとおりとする。
 - ア 会場等の設営に関すること。
 - イ 警備本部の設置・運営に関すること。
 - ウ 情報受伝達体制及び方法に関すること。
 - エ 会場及び周辺の警備並びに警備員等の配置に関すること。
 - オ 避難経路、避難口等の避難誘導に関すること。
 - カ 仮救護所の設置及び医師、看護師等による救護措置の実施に関すること。
 - キ 会場及び周辺地域の交通整理並びに公共交通機関への誘導に関すること。
 - ク 事故発生時の医療機関との連携に関すること。
 - ケ 警察、市関係区・局等への報告に関すること。

(2) 事前広報

- 主催者は、行事等の開催にあたり、来場者の混乱を防止するため、事前広報を実施する。
 - ア 行事等の概要
 - イ 車両の交通規制と迂回路、駐車場に関する事項、公共交通機関の案内
 - ウ 会場周辺における歩行者等の動線及び迂回路

2 市及び防災関係機関の対策【医療局、消防局、防災・危機管理統括本部、行事等を主催又は共催する区局、所管施設等において行事等が開催される区局】

- 県警察は、公共の安全及び秩序維持を図るため、必要があると認める時は、行事内容を総合的に判断し、警察警備計画を策定する。また、主催者が作成する警備計画について、指導、助言を行う。
- 公共交通機関の事業者は、行事等に関係する駅舎等において、必要に応じて、駅員等による乗降客の誘導など、雑踏事故の防止に備える。また、主催者からの要請に基づき、可能な範囲で、増便によるダイヤの変更等必要な措置に協力する。
- 行事等が開催される会場等の管理者等は、雑踏事故を防止するため、主催者、県警察、市、関係機関等と事前に協議するとともに、連絡体制等の確立に努める。
- 市は、行事等を共催する場合は、主催者との連絡調整を行う。自ら主催する場合又は市所管施設（区域を含む。）において開催される場合は、前項のとおりとする。
- 市は、行事等の開催に際して、情報連絡体制の確立、会場警備に関する計画等の策定等を行う。また、主催者等からの要請に応じて、警備計画等について、指導、助言を行う。
- 市は、医療機関と連携を図り、発災時における受入体制、医療救護班の派遣等に関して事前に調整するとともに、情報連絡体制を確立する。

第10節 不発弾等爆発事故対策【防災・危機管理統括本部、各区】

- 市は、あらかじめ、不発弾等の埋没が予測され、具体的な発掘工事が予定される場合の発掘手順を定めるとともに、発掘された不発弾等及び工事現場などから偶発的に発見された不発弾等に関する処理対策を定める。市、県警察、自衛隊及び防災関係機関等は、連絡体制を定める。

第6章 災害に強い人づくり及び地域づくり

第1節 自助及び共助の基本

1 防災知識の普及及び防災意識の高揚【消防局、防災・危機管理統括本部、各区局】

- 市は、市民への防災に係る知識及び意識の普及啓発について、学校、福祉施設、事業者（企業、職場）等の生活に密接な集団を単位として進める。また、対象者の特性や環境等を考慮する。
- 市及び防災関係機関等は、市民の理解を促進するため、普及啓発の媒体及び機会（紙面、ウェブサイト、SNS、テレビ、講演会、横浜市民防災センター等の体験型施設など）並びに手法（映像、点字、音声、多言語等）の拡充を図る。普及啓発に当たっては、災害時要援護者に配慮する。
- 市は、災害の態様に応じた、災害への備え、災害前兆現象情報、避難救助の措置、適切な避難行動等について啓発する。市民は、これら基本的な防災知識の習得に努める。
- 市は、災害被害軽減のための自助及び共助の取組、並びに訓練等を通じた知識・技術の習得と併せて、市民の防災意識を涵養する。
- 市及び地域は連携して、全ての市民が災害から自らの命を守る避難行動をとれるよう、正常性バイアス等の適切な避難行動を阻む要因も踏まえて、実践的な防災教育及び避難訓練を実施する。

2 平常時からの取組による地域防災力の向上【消防局、防災・危機管理統括本部、各区局】

- 市及び地域は、平常時からの自治会町内会等の地域コミュニティ及び地域における関係性が災害時の自助及び共助に繋がることを踏まえ、日頃から、住民同士のコミュニケーションの活性化を図る。
- 災害時は、自らの安全確保などの自助から始まり、共助に繋がることから、平常時から、町の防災組織は、住民個々の減災行動を喚起する。
- 町の防災組織及び地域防災拠点運営委員会は、災害時に連携して活動できるよう、平常時から、地域コミュニティ・地域の繋がりを形成し、共助体制及び地域防災力の強化を図る。

3 多様な主体の参画促進及び相互協力【健康福祉局、防災・危機管理統括本部、各区局】

- 市及び地域は、誰もが、また、様々な主体が、自助及び共助の取組に参画し、災害時の被害を軽減できるよう、必要な配慮及び適切な働きかけを行う。
- 町の防災組織、消防団などが中心となり、環境、福祉、防犯、青少年育成、社会教育など、日頃の地域活動に防災の要素を取り入れることで、継続的な普及啓発に結び付ける。
- 市民、地域及び事業者は、災害時における個々のニーズ（性別、配慮事項等）の違いに配慮した研修・訓練の実施、若年者の参加促進による地域防災の担い手育成、女性の防災リーダーの育成、地域防災拠点運営委員会への女性の参画促進等に努める。
- 市、地域及び福祉施設等は、災害時要援護者及びその補助者が、防災、避難等について必要な情報を入手できるよう、連携して取り組む。
- 事業者は、地域社会の一構成員として、地域活動に参加するとともに、地域の自主防災組織と相互に協力、連携できる体制の整備を行う。

第2節 自助及び共助の促進

1 市民（自助）及び地域（共助）による対策の促進【建築局、消防局、防災・危機管理統括本部、各区局】

- 市は、市民による家具類転倒防止及び備品等落下防止措置、並びに感震ブレーカーの設置等について、啓発及び対策の支援を行う。

- 市は、出火防止措置の啓発を図るとともに、住宅用火災警報器の設置及び維持管理、並びに家庭での消火器設置を促進する。
- 初期消火、隣近所での協力による消火活動、倒壊した家屋からの被災者の救出などにおいて地域の助け合いが大きな力を発揮することから、市は、消火活動等の共助体制の強化を啓発する。
- 市は、市民の救護能力の向上を図るため、応急手当の方法（心肺蘇生、AEDの使用、熱傷の手当、搬送法等）などを普及する講習を実施する。
- 市は、家庭内備蓄等を含めた災害時における在宅避難の啓発を行う。
- 市は、市民を対象として、地域防災拠点に備える防災資機材の取扱講習を行い、資機材取扱リーダーを養成して、地域防災力向上を図る。全地域防災拠点に一定数以上の資機材取扱リーダーを確保するとともに、地域防災拠点運営委員会との連携を強化するため、リーダーのネットワーク化を支援する。
- 市は、市民を対象として、防火・防災に関する必要な知識及び技術を研修し、自助から始まり、地域における防災の担い手としても活躍できる家庭防災員を養成する。
- 市は、自治会町内会等を中心として、町の防災組織の促進とその育成強化を進める。
- 市は、町の防災組織が行う自主防災活動及び地域防災拠点運営委員会等の活動（防災訓練、防災備蓄・資機材の購入等）を支援するため、活動経費を助成する。
- 市及び防災関係機関は、災害教訓の伝承のため、災害に関する資料の保存及び公開に努めるとともに、市民自らが災害教訓を伝承する取組を支援する。
- 市は、防災・減災に係る地域の取組事例・活動ノウハウ等が広く活用されるよう取り組む。

2 事業者（共助）における対策の促進【経済局、消防局】

- 市は、防災・減災に取り組む事業者の表彰、事業者の防災マニュアル作成等の指導を実施する。
- 市は、市内経済団体や行政などで構成される産業防災連絡会議と連携し、産業界への防災の啓発、防災対策に関する情報の共有、意見交換等を行う。
- 市は、市内事業者の事業継続計画（BCP）・事業継続力強化計画等策定を支援し、災害時においても事業を継続または早期再開できるよう市内事業者の経営基盤強化を図る。また、事業者による災害対策（BCP策定状況や耐震化、備蓄、研修状況など）の把握に努める。
- 市は、事業者に対して、関係法令等の指導を行う。必要に応じて、関連する災害情報等を周知する。
- 市は、事業者の自衛消防組織の充実を図る。事業所の規模に応じて、自衛消防隊員の知識・技術向上、資機材の整備、事業所等の施設及び人員を活用した地域の消防力支援等について指導する。
- 市は、事業者に対して、火気使用設備・器具等の安全管理徹底及び自主点検の励行指導による出火防止措置の推進、危険物・指定可燃物等の安全な取扱い及び適正管理の指導、特定事業所における防災教育の推進、事業所の防災計画・防災教育等への助言等を行う。
- 市は、防火管理者及び防災管理者選任義務対象の事業所について、職場における防災教育実施、災害対策計画の策定、消防用設備等の自主点検・整備、防災訓練等について指導・助言を行い、事業所における防火・防災管理体制の確立を図る。
- 市は、事業者の自衛消防力を発揮させるため、大規模建築物の管理者等に対する教育訓練の実施、大規模防火対象物又は不特定多数の者が利用する防火対象物並びに商店街等の防火管理者及び自衛消防隊員に対する講習の実施など、防災技術指導を行う。
- 市は、事業者に対して、津波からの避難確保等に関する事項を消防計画等に定めるよう指導する。

第3節 市民（自助）による対策【建築局、消防局、防災・危機管理統括本部、各区局】

- 市民は、家具類転倒防止及び備品等落下防止措置、並びに通電火災防止のための感震ブレーカーの設置など地震及び火災への対策を講じる。
- 市民は、住宅用火災報知器の設置及び維持管理を行うとともに、初期消火のための家庭での消火器設置に努めるなど、火災の拡大防止を図る。
- 市民は、所有する建築物等の耐震化・不燃化、危険なブロック塀などの改善、側溝・排水溝等の日常的な清掃など、災害による被害を未然に防止するよう努める。
- 市民は、気象情報及び警報等の入手方法、地域の地形の特徴や災害リスク、避難場所・経路等をあらかじめ確認する。避難場所・経路等の確認に当たっては、災害種別（地震、津波、水害、土砂災害等）に加えて、時間帯、季節、交通量、道路幅など、様々な視点から検討する。
- 市民は、避難行動計画（マイ・タイムライン）の作成などを行い、災害時において自らの命を守り、確実に避難できるよう備える。
- 市民は、応急手当の知識及び方法の習得に努める。
- 市民は、災害時に備えて、最低3日分の食料及び水、トイレパック、携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品、その他自ら必要と考える物品等を備蓄するとともに、非常持出品を準備する。また、家族・関係者間の連絡方法を確認する。
- 市民は、災害時に備えて、必要に応じて、地震保険、火災保険、水災保険等に参加する。

第4節 地域（共助）による対策

1 区防災対策連絡協議会【防災・危機管理統括本部、各区】

- 防災関係機関（指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関等）、地域住民組織等の代表者、行政（区役所等）で構成し、地域の実情を踏まえた区域の防災対策を推進する。
- 主な活動は、防災知識の普及、防災訓練、応急対策の推進（人命救助救出、被害情報収集、地域住民への情報伝達、被災者の収容及び避難場所運営、応急救護所設置及び応急救護活動、食料・緊急救援物資等の輸送等の協議及び実施）、区内主要駅等における混乱防止対策等とする。

2 自主防災組織

(1) 町の防災組織【消防局、防災・危機管理統括本部、各区】

ア 主な役割（町の防災組織は、活動計画として定める。）

- (ア) 防災組織の編成及び任務分担
- (イ) 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- (ウ) 情報の収集及び伝達
- (エ) 出火防止及び初期消火
- (オ) 救出救護
- (カ) 避難誘導
- (キ) 給食給水
- (ク) 市民が任意に設置した避難場所の支援
- (ケ) 地域防災拠点との連携

イ 平常時における主な活動

- (ア) ハザードマップ等を活用した、地域における災害危険箇所、避難経路、避難場所等の確認
- (イ) その他地域防災力の向上に必要な事項

(2) 地域防災拠点運営委員会【消防局、防災・危機管理統括本部、各区】

- 災害時の秩序ある避難生活の維持等、地域住民の相互協力による防災活動の促進を目的として、地域防災拠点ごとに設置する。構成員は、地域住民、学校、行政（区役所等）等とする。

ア 各主体の主な役割

- 地域住民は、地域防災拠点の開設及び運営、情報の受伝達、救出・救護、食料等物資の配布、避難所での相互扶助、防犯パトロール、飼い主による同行ペットの飼育管理などを担う。
- 学校等は、児童生徒の安全確保、学校施設の管理、教育の早期再開、地域防災拠点の開設・運営支援などを担う（廃校の跡地利用施設における施設利用者の安全確保、施設の管理などを含む）。
- 行政は、地域防災拠点の開設・運営支援、避難所の安全性の確保、避難者名簿の管理、食料等物資の確保、医療救護、情報の受伝達、市民生活の自立支援などを担う。

イ 平常時における主な活動

- (7) 災害時に利用する教室の事前選定など避難所運営方法等の打ち合わせ並びに運営マニュアルの作成及び随時更新
- (イ) 防災資機材等の使用方法の習得などの研修会、講習会の開催
- (ロ) 避難所開設運営訓練など防災訓練の実施及び参加
- (ハ) ハザードマップ等を活用した地域防災拠点周辺の災害危険箇所、避難経路、避難場所等の確認、防災マップの作成など
- (ニ) 訓練等を通じた地域での防災リーダーの育成
- (ホ) 地域のボランティア団体等との連携
- (ヘ) その他地域防災力の向上に必要な事項

(3) 相互連携

- 町の防災組織及び地域防災拠点運営委員会は連携して、災害時要援護者等に対する見守り活動、町歩きの実施、防災リーダーの育成等の地域防災力の向上に努める。
- 市は、区ごとに地域防災拠点運営委員会連絡協議会を設置して、地域防災拠点運営委員会相互の連携を図る。

3 地区防災計画【防災・危機管理統括本部】

- 地区居住者等は、災害対策基本法第 42 条の 2 に基づき、当該地区における地区防災計画を本計画に定めることを、市防災会議に提案することができる。この場合において、地区居住者等は、本計画の修正時及び日頃の防災活動等を通じて、策定した地区防災計画の点検及び更新に努める。

第 5 節 事業者（共助）による対策【経済局、消防局、防災・危機管理統括本部】

- 事業者は、事業所内外の安全確保、防災・災害対策に係る計画・マニュアル整備など事業活動の継続対策を講じる。
- 事業者は、防災資機材、飲料水及び食料等の備蓄など従業員、顧客の安全確保対策を講じる。また、災害時において、従業員等が安全に帰宅できるまでの間、事業所に待機させるための環境整備を行う。
- 事業者は、災害により生活物資等の供給に混乱・不安が起こると認められる場合は、市民の安全確保及び生活安定のため、保有する資機材、生活物資等の供給について協力するものとする。
- 事業者は、地下街等において、複数の管理者が存する場合は、横断的な組織である協議会などを設置し、情報伝達及び避難体制等の確立に努める。

第6節 研修・訓練等【消防局、防災・危機管理統括本部、各区局】

1 市民、地域及び事業者

- 市民、地域及び事業者は、地域又は職場等において、災害種別等様々なケースを想定した防災訓練及び避難訓練の実施又は参加に努める。
- 地域防災拠点運営委員会は、平常時から、地域防災拠点における災害時の対応イメージを共有するとともに、図上訓練又は実動訓練を実施する。
- 市民及び自主防災組織を中心とする地域は、研修・訓練等に多くの地域住民が参加できる環境を整備する。また、福祉施設等とも協力しながら、災害時要援護者が防災訓練・イベント等を見学し、又は参加しやすい環境に配慮する（多機能トイレの設置、災害時要援護者の移動方法の確認、個人情報の取扱方法の説明等）。

2 市

- 市は、訓練に当たっては、災害の種別及び態様、発生時間帯、季節、地域等様々なケースを想定する。また、市民及び事業者等の参加促進、関連する訓練を組み合わせた実施等、実効性を高める。
- 市は、市民、自主防災組織、事業所、防災ボランティア、防災関係機関等の各主体の連携及び災害対応力の強化を目的として、図上訓練又は実動訓練等を実施するとともに、各主体の実施を支援する。
- 市は、地域防災拠点の訓練に係るマニュアルを作成する。拠点の担当職員は、訓練を支援する。
- 市は、地域と連携して、全ての市民が災害から自らの命を守る避難行動をとれるよう、正常性バイアス等の適切な避難行動を阻む要因を踏まえて、地域の災害リスクの把握、風水害時の一人ひとりの避難行動計画の作成など実践的な防災教育及び避難訓練を実施する。
- 市は、防災の日等を中心として、防災関係機関、地域住民、事業者等及び地方公共団体等と連携して、情報受伝達、避難、救出救護、火災防御、道路啓開、ライフライン復旧、広域応援等の実践的な訓練又は図上訓練を実施する。
- 市は、訓練を通して災害対策の検証を行うとともに、自主防災組織、事業所防災組織等の育成と自主防災活動の技術の向上を図る。

第7章 市の初動体制及び活動体制の強化

※ 本章は、「横浜市役所の内部事項」について定める。

第1節 配備・動員、体制確立に係る事前策定事項等

1 配備・動員人員

- 市は、災害等の状況に応じた職員の配備及び発令基準について、あらかじめ定める。配備は、1号配備から5号配備（全職員動員）までの5段階とする。
- 各区局は、災害の態様に応じた諸活動を実施するため、あらかじめ配備・動員人員等を定める。動員対象者は、市職員（教育職員を含む。）とし、各区局において指定する。
 - (1) 動員先
 - 区災害対策本部、地域防災拠点及び市本部運営チームの必要人員（交代要員を含む。）を確保するため、局職員を動員する。
 - 局職員は、人員確保の観点から、区本部動員、拠点動員及び市本部動員に指定する。期間は、原則、3日間（72時間）とし、被害等の状況に応じ、短縮又は延長する。ただし、各局は、所掌する災害対応に最低限必要な職員を所属動員とすることができる。局職員のうち、経営・運営責任職は、原則として、所属動員とする。
 - 区職員及び教職員は、原則として、所属動員とする。
 - 地域防災拠点には、局職員、教職員（連絡調整者）及び当該区職員を各2名以上動員する。
 - 各区局長は、必要と認める場合は、職員の所属する課、係等以外の場所に動員を命じることができる。
 - (2) 動員命令の伝達方法
 - 各区局は、対象職員への伝達方法をあらかじめ定める。

2 代理者の事前指定

- 各区局は、災害の態様に応じた諸活動を実施するため、その体制の責任者に事故があるとき、又は欠けたときに、その権限を行使するため、あらかじめその代理の順位を定める。代理者は、原則として、部長又は課長相当職以上の直近下位の者から指定する。

3 市・区災害対策本部等の代替施設等の事前指定

- 各区局は、市庁舎又は区庁舎等が災害で使用不能となる場合を想定して、あらかじめ代替施設を指定するとともに、その運営について定める。また、災害時において柔軟に活用できるよう、災害時における用途を特定しない補完施設をあらかじめ定める。

4 区における早期体制確立のための職員配置

- 行財政局は、区役所の経営・運営責任職の一定割合を、当該区又はその周辺区の居住職員とするよう人事配置上の配慮をすることとし、区本部の早期設置が図られるよう努める。

5 災害応急対策従事職員の安全衛生管理及び備蓄等【総務局、防災・危機管理統括本部、各区局】

- 各区局は、災害応急対策に従事する職員の安全衛生管理上必要な措置を講ずる。「災害時の職員の健康管理の手引」を参考として、従事職員が動員並びに災害応急対策を実施する道路や建物の損傷、火災、危険物質の発生などのリスクを予測し、職員の安全対策を講じるほか、職員の休養、食事の確保に配慮するとともに、感染症の予防、ストレスへの対処策を講じる。
- 災害応急対策業務に従事する職員は、職場や被災現地において継続的に応急対策に従事することか

ら、各区局は、職員の交代の確保、保育対応等のバックアップ、食料等の備蓄等を考慮する。

第2節 夜間・休日等の体制

- 市庁舎及び区庁舎では、夜間、休日等における災害発生に備え、宿日直若しくは災害応急対策員の配置、又は確実かつ迅速に連絡のとれる体制の整備等により、初期情報の収集及び状況判断を行える体制を整える。災害関連情報の収集及び把握、庁内及び関係機関との情報受伝達等を実施するとともに、職員の参集体制の決定等を行う。
- 消防司令センターは、災害情報を入手した場合は、防災・危機管理統括本部等へ連絡し、連携して初動体制の強化を図る。

第3節 防災関係機関等との連携強化

1 防災関係機関相互の連携体制【防災・危機管理統括本部、各区局】

(1) 危機対処・防災連携対策会議

横浜市、神奈川県、陸上自衛隊、海上自衛隊、横浜海上保安部、県警察で構成。機関相互の役割分担等を確認するため、必要に応じて会議を開催する。

(2) 県・横浜・川崎・相模原防災・危機管理対策推進協議会

神奈川県及び3政令市で構成。相互の連携や役割分担について、定期的に意見交換を実施する。

(3) 横浜港保安委員会・横浜港保安対策協議会

港湾関係機関・団体等で構成。横浜港に不測の事態が生じた場合の港湾関係者による連絡・協力体制の確立、関係者間の連携による保安の向上と入出管理の強化を図る。

(4) 横浜管内排出油等防除協議会

横浜港及びその周辺海域において、大量の油又は有害液体物質の排出事故が発生した場合の防除活動について、関係機関等が必要な事項を協議・連携し、その実施を推進する。連絡系統、防除作業、回収した排出油等の保管場所等を含む排出油等の防除に関する自主基準（防除活動マニュアル）の作成、排出油等の防除に関する技術の調査・研究、教育及び共同訓練の実施等を行う。

(5) 京浜港台風対策協議会

京浜港（横浜区・川崎区に限る。）台風等による海難事故を防止し、必要な対策を協議するため、海事関係機関を構成員として、横浜海上保安部に設置する。台風の接近が予想される場合等必要に応じて会長が招集し、台風の進路及び影響の予測、警戒体制の必要性及び発令・解除時期、台風災害防止のため必要な措置等を協議する。京浜港長は、協議に基づき警戒体制等について勧告する。構成員間では、情報伝達経路を確立・確保する。

2 防災関係機関等との協定の締結【各区局】

- 各区局は、災害対策の実施にあたり、所管する業務に関して、必要な協定等を締結する。また、災害時に機能させるため、協定締結先との連携強化を図り、実践力、即応力の向上を図る。
- 災害時の協定締結先への連絡は、原則として、協定等を所管する所属が行う。必要に応じて、市本部運営チーム等が行うことができる。

第4節 業務継続

1 横浜市業務継続計画【各区局】

- 市は、災害発生時に市民生活への影響が大きい業務の継続及び再開について、その対応方針をあらかじめ計画として定める。

- 発災後3日間は人命救助を最優先とし、その後も応急対策を優先して実施する。通常業務に従事する人員が大幅に不足するため、市民生活への影響度を考慮し、発災後1か月以内に実施すべき優先度の高い通常業務とその再開時期を、あらかじめ定める。
- 各区局は、災害によって起こり得る様々な状況を勘案して、必要資源の確保に向けた具体的な措置を定めるとともに、非常時優先業務に指定する業務の優先度などを定期的に見直すものとする。また、対応策の継続的な改善、並びに業務の実施及び復旧の妨げとなる要因・課題の解消を目的として、中長期的に取り組むべき対策についても検討する。
- 業務継続の基本方針は、次の3点とする。
 - 1 災害時は、市民の生命、身体及び財産の保護のため、応急対策及び優先度の高い通常業務の遂行に全力を挙げること。
 - 2 優先度の高い通常業務の遂行目標を設定するとともに、目標の実現のために必要な資源の確保及び適切な配分を行うこと。
 - 3 災害時に備え、平常時から、全庁的取組として業務継続力の向上に努めること。

2 行政機能の維持及び市民サービスの早期復旧のための備え【総務局、各区局】

- ホストコンピュータなどの重要機器は、免震構造かつ停電時にも48時間以上電源供給が可能な発電装置を備えた施設内に設置する。
- 災害等によりホストコンピュータや通信回線等に障害が生じた場合においても、継続が必要な市民サービスを実施するため、必要な対策を講じる。

第5節 市職員の研修・訓練等【防災・危機管理統括本部、各区局】

- 災害対策は、市及び市職員の責務であることから、各区局は、採用・昇任、集合教育等の機会を捉えて防災教育を実施するとともに、継続的に防災知識の普及啓発を図る。
- 各区局は、所属職員の災害対応能力の向上を図るため、所掌する災害対策に係る研修及び訓練（防災関係機関と連携した訓練等を含む。）を実施する。研修及び訓練に当たっては、災害時における個人のニーズの違いに配慮した内容を取り入れるよう努める。
- 各区局は、本計画等で定める災害の種別及び態様に応じて、水防、災害救助、避難、情報受伝達、動員等の訓練を実施する。訓練の想定は、発生時間帯、季節、発生場所、地域の特性等、様々な要素を考慮して行う。実施方法は、実地訓練のほか図上訓練も含み、防災とボランティアの日、防災の日、水防月間、土砂災害防止月間などの機会を捉えて行う。
- 各区局は、防災関係機関等との合同訓練を実施するなど、相互の連携強化を図る。
- 市職員は、災害対策に関する研修の受講及び訓練への参加を行う。地域防災拠点を担当する職員及び教職員は、地域防災拠点訓練に参加する。

第8章 情報受伝達

第1節 市及び防災関係機関等の情報受伝達等

1 共通【消防局、防災・危機管理統括本部、各区局】

- 市及び防災関係機関等は、災害時において、必要な情報を収集し、伝達するため、情報システムの整備及び情報受伝達手段の強化・多様化を図る。
- 市は、危機管理システムを用いて、情報を集約・活用する。気象警報等及び地震情報等の受伝達並びに被害の集約、カメラ映像の統合等を行い、災害対策に活用する。
- 市は、防災行政用無線を整備するとともに、各機器の稼働に必要な電源設備を備える。
- 市は、市内主要繁華街に設置しているカメラについて、災害・事故等予防及び犯罪抑止の目的に加えて、災害時等は、その映像を活用して早期の現状把握を行えるよう備える。
- 市は、高度安全安心情報ネットワークシステム（ASIN）を整備して、消防司令センターと市区庁舎、消防署、病院等の関係機関を大容量光回線で結び、情報を集約、共有する。また、携帯電話網を利用し、消防車両等の現在位置情報や災害現場の映像を把握する。
- 一般電話回線の輻輳及び停電等に備え、災害時優先電話を整備する。また、横浜市アマチュア無線非常通信協力会と連携して、区と地域防災拠点間の情報受伝達手段の多様化を図る。

2 地震【道路・交通政策局、防災・危機管理統括本部、各区局】

- 市は、各種研究機関と連携して情報の収集及び共有に努めるとともに、地震に関する観測機能を維持し、得られた観測データを活用する。
- 市は、市域の震度情報、被害推定、被害情報等を収集・集約する。
 - (1) 強震計ネットワークシステムを構築し、市内に設置する強震計から、地震発生後3分で震度を把握する。断線及び停電の影響を減じるため、複数回線を使用し、UPS電源を整備する。
 - (2) 東京ガスネットワーク超高密度リアルタイム地震防災システムから、震度分布、液状化、建物被害の推定情報とガス供給停止情報を取得する。
 - (3) 土木防災情報システムを用いて、道路上の実被害情報等を活用する。
- 市は、市庁舎等の公共施設に緊急地震速報の受信設備を導入し、受信時のマニュアル等を整備する。

3 風水害【下水道河川局、消防局、防災・危機管理統括本部、各区局】

- 市は、その災害対策を実施するに当たり、次節に掲載する市民への情報伝達事項については、伝達のみならず、必要な情報収集にも活用するものとする。
- 市は、国土交通省が設置する高性能レーダーを活用して、降雨状況を把握し、下水道施設や河川施設の運用を行う。また、同システムの情報を庁内共有し、活用する。（雨量監視システム（レインアイよこはま））
- 市は、消防署所に設置する雨量計等、気象観測機器による観測データ等について、状況把握及び対策に活用する。

第2節 市民への情報伝達

1 共通【防災・危機管理統括本部、各区局】

- 市は、防災スピーカーとして、区庁舎及び地域防災拠点等に屋外スピーカーを設置し、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、避難指示等の緊急情報を音声で伝達する。
- 市は、災害時の安否確認に関する各サービスが災害時に活用されるよう、平常時から周知を図る。

- 市は、気象庁が配信する緊急地震速報や津波警報、市が配信する災害・避難情報など緊急かつ重要な情報について、対象エリアにある緊急速報メールに対応した携帯電話に配信する。
- 市は、インターネット上の情報サービス等を活用し、避難情報発令、避難所開設状況等の緊急のお知らせのほか、台風の接近又は大雪の恐れがある場合等の注意喚起等の情報を発信する。
- 市は、事前登録による希望者に対して、河川水位情報、地震、気象情報、天気予報など、災害等に関係する情報をメール配信する。
- 市は、横浜市民防災情報（わいわい防災マップ）を公開し、災害時に予想される様々な危険性及び被害軽減対策を行うための情報を提供して、市民の防災意識の向上及び減災行動の促進を図る。
- 市又は県は、災害警戒区域等の見直しを行った場合は、ウェブサイト等により、市民に周知する。
- 市は、指定避難所と指定緊急避難場所を区別して指定し、指定緊急避難場所については、対象とする異常な現象を示して、市ウェブサイトやハザードマップ等により、市民等に周知する。

2 地震【防災・危機管理統括本部】

- 市は、強震計で得られた市内の観測データをウェブサイト等で公開する。
- 市及び東京ガスネットワークは、市内に設置された東京ガスネットワークの地震計が感知した地震情報をウェブサイトで公開する。

3 風水害【下水道河川局、消防局、防災・危機管理統括本部、各区局】

(1) 市域

- 市は、雨量、河川水位及び下水道水位等の情報、若しくは警報、避難指示等を発信することにより、市民の適切な避難行動を促進する。
- 市は、国土交通省が設置する高性能レーダーを活用して、降雨状況を把握し、リアルタイム及び過去履歴のデータをウェブサイトに公開する。
- 市は、市内及び周辺地域の河川水位情報及び河川監視カメラの情報等をウェブサイトに公表する。また、希望者にはメール配信を行う。
- 市は、気象警報等や雨量情報、河川水位情報等と連動した回転灯・音声による警報装置を、利用者の多い親水拠点等に設置する。

(2) 各地域

- 市は、横浜駅周辺の下水道管内水位の情報を市ウェブサイトで提供し、市民及び地下街管理者等が水防活動等へ活用することを図る。
- 市は、帷子川と今井川の合流点（今井川河口橋付近）の水位計により、洪水への警戒が必要なとき又は溢水の危険があるときにサイレンで周辺地域（西区、保土ヶ谷区）へ知らせる。
- 市は、西区河川水位情報システムを整備し、水位が上昇した場合などに、スピーカー放送などにより地域の住民に水位情報を知らせる。
- 市は、栄区における柏尾川及びいたち川の浸水想定区域に、防災用スピーカー及び栄区役所から放送可能な装置を設置し、水害への注意喚起や避難指示等を広報する。
- 市は、都筑区における早淵川及び鶴見川の浸水想定区域に、防災用スピーカー及び都筑区役所から放送可能な装置を設置し、水害への注意喚起や避難指示等を広報する。
- 市は、瀬谷区における境川の浸水想定区域に、防災用スピーカー及び瀬谷区役所から放送可能な装置を設置し、水害時の避難指示等を広報する。

(3) 鶴見川河川警報装置

- 市は、京浜河川事務所と締結する「河川警報装置の運用に関する覚書」及び「鶴見川における

河川情報提供に関する覚書」に基づき、鶴見川流域の国土交通省所管地域における雨量水位、その他の状況等について、同事務所から情報提供を受けるとともに、連携を図りながら、関係機関及び地域住民に対する伝達又は警戒を行う。

- 市は、河川情報及び避難指示について、国土交通省所有の河川警報装置を使用して伝達する。
- 市は、京浜河川事務所からの提供情報と避難指示の実施状況等を総合して、必要と認める場合は、放送局に放送要請を行う。

4 ハザードマップ【下水道河川局、建築局、都市整備局、道路・交通政策局、港湾局、消防局、防災・危機管理統括本部、各区】

- 市は、自然災害による被害の軽減及び防災対策に使用する目的で、被災想定区域及び避難場所・避難経路等の防災関係施設の位置等を表示したものととしてハザードマップを作成し、市ウェブサイトへの掲載、各区における配付等により、市民に周知する。市民等があらかじめ避難経路を確認し、迅速な避難行動に繋げること、並びに日頃からの備え及び災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の対策をとることを促進する。
- ハザードマップの種類は、洪水、内水、土砂災害及び高潮とする。

第3節 情報受伝達機器の維持管理等【各区局】

- 市及び防災関係機関等は、情報受伝達に必要な通信機器等について点検・整備等を実施するとともに、非常用発電設備の点検・整備等停電対策を講じ、災害応急対策時に機能するよう維持管理する。

第9章 消防（消火、救助・救急）及び医療・救護

第1節 消防活動

1 消防力の強化【消防局】

- 市は、災害時に同時多発する火災・建物倒壊、車両事故等により発生する事象に対処し、消火及び救助・救出、救急活動の効果を高めるため、消防署所及び待機宿舎の適正配置、消防ポンプ自動車及び救急自動車等車両の適正配置、必要な装備・資機材の整備等を進める。
- 市は、傷病者の救命効果を高めるため、救急隊員の確保及び資質向上を図る。また、救急救命士を各救急隊に複数名乗務できるように計画的に採用・養成する。
- 市は、大規模災害時に、航空機による情報受伝達活動等の諸活動を常時可能とする運行体制を継続し、航空消防体制を強化する。
- 市は、災害時の消防活動に必要な技術及び知識の習熟を図るため、消防職員に訓練及び教育を行う。

2 消防水利の確保【消防局】

- 市は、消火栓及び防火水槽について地域特性を考慮した整備を図るとともに、防火水槽等が設置困難な区域における民間建物の地下等の活用や、河川やプールなど消防隊により取水可能なもので消防の用に供する水利についても指定を行い、確保する。
- 市は、広域避難場所には100立米防火水槽を原則整備し、一定規模以上の宅地開発等が行われる場合には、法令等に基づく消火栓及び防火水槽の設置を指導する。
- 市は、下水処理水、遊水池、貯水槽、建築物の空調用蓄熱槽など消火用水源となり得るものについて、関係機関と協定等を締結する。
- 市は、低水位ストレーナーや遠距離送水資機材等の資機材を有効に活用した水利確保を図る。

3 災害警戒区域等の実態把握【消防局】

(1) 災害警戒区域及び水防施設物

- 市は、災害警戒区域及び水防施設物の実態を調査し、把握する。災害警戒区域の範囲、区域内の住家・非住家棟数及び人口等、区域別の指定緊急避難場所及び指定避難所、災害履歴等を把握する。

(2) 発災時に都市災害として対応することが想定される対象物

- 市は、発災した場合に、都市災害として対応することが想定される対象物の実態を把握するとともに、警防計画を策定する。実態把握の方法は、①予防査察、警防査察、水利調査、②消防計画、防災計画等、③法令及び条例に基づく届出等、④防災指導等とする。

4 火災予防査察を通じた不備等の是正【消防局】

- 市は、事業者等に対し、火災予防査察を実施して、不備等を早期に発見し、違反事項の是正を指導する。指導における主眼は、①防火・防災管理体制の適正な維持、②消防用設備等の点検整備、③火気使用設備・器具の安全管理、④危険物、指定可燃物等の適正管理、⑤消火及び警報設備並びに避難施設の適正管理、⑥自主管理の励行とする。

5 重要防御地区等の指定【消防局】

- 市は、地域、対象物等の重要度に応じ、現有消防力を最も効果的に投入すべき地域を明確にするため、重要防御地区及び重要対象物を指定する。

- 重要防御地区は、住民の避難にあたって、火災等から安全を確保する必要のある街区、延焼拡大のおそれが高い地区、地下街、主要駅等被災することが社会的に多大な影響を及ぼす地区であり、重要度に応じ、優先的に火災防御活動を必要と認める地区とする。
- 重要対象物は、市民生活に直接影響を及ぼす避難者の収容施設（学校、公会堂等）、救護施設（病院等）、災害対策中枢機関（区役所）等とする。

6 消防団の強化【消防局】

- 市は、国の定める「消防団の装備の基準」を踏まえた整備を行う。
- 消防団は、知識・技術の習得と合わせて訓練を実施する。

7 関係機関との連携強化【医療局、消防局、防災・危機管理統括本部、各区局】

(1) 医療関係団体等との連携

- 市は、市医師会、市病院協会、日本赤十字社神奈川県支部等医療関係団体と緊密な連絡を図り、災害時における救急活動上必要な事項についてあらかじめ協議し、確認する。
 - ア 災害発生時における情報連絡
 - イ 医療機関の受入体制
 - ウ 医療救護班の編成及び現場派遣方法
 - エ 収容医療機関及び現場応援のための医師及び看護職の動員計画
 - オ 救急医療薬品及び医療資器材の備蓄、調達並びに輸送の方法
 - カ 被災地域外の医療機関への再収容又は移送に対する協力体制
- 市は、救命指導医制度を中心として、医師、救急隊及び医療機関の連携を強化する。
- 市は、傷病者の搬送に当たり、適正な救急医療を確保するため、医療機関一覧表又は分布図等を常備するとともに、診療体制の変動について常時把握する。

(2) 防災関係機関等との連携

- 市は、県警察、自衛隊、横浜海上保安部、区防災対策連絡協議会構成機関等の防災関係機関と緊密な連絡を図り、災害時における現場活動上必要な事項についてあらかじめ協議し、確認する。
 - ア 災害発生時の交通規制措置
 - イ 現場における任務分担
 - ウ 現場救護所の設置
 - エ 現場指揮、機関相互の情報連絡
 - オ 各機関の保有する救急用資器材の備蓄及び調達要領

第2節 医療・救護活動

1 災害医療の総合調整及び指揮【医療局、各区】

- 市は、災害医療の総合調整を担う。災害時における組織構成、関係機関等との役割分担、指示及び伝達系統、権限などについて、あらかじめ定める。

2 医療提供体制等の確保【医療局、各区】

- 市は、医療救護隊の編成や活動調整を行う場所として、休日急患診療所等をあらかじめ定める。
- 市は、医療機関の定期把握及び重症度に応じた搬送先医療機関の整理を行う。
- 市は、広域搬送に備えた市内臨時搬送拠点の確保、災害拠点病院受入れ患者分担の調整を行う。また、広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）の運用、広域搬送患者の移送手段等に関して県と調整する。

- 市は、医療救護隊看護職の確保を進める。

3 医薬品等の備蓄【医療局、各区】

- 全ての地域防災拠点に応急手当用品（消毒液、包帯、絆創膏等）を配備する。
- 薬局、休日急患診療所及び区役所に医療救護隊用の医薬品等を備蓄する。

4 情報通信体制【医療局、各区】

- 市は、医療調整活動専用の非常用通信手段を複数配備するほか、市医師会及び休日急患診療所にも配備し、連携体制を確保する。他の医療関係団体、医療機関に対しても非常用通信手段の配備を推進する。また、平常時から非常通信機器配備先と定期的に訓練を行う。

5 関係機関との連携強化【医療局、各区】

- 市は、災害医療体制の整備促進に向けて、医療関係団体、医療機関との調整を行う。また、必要な協定の締結を進めるとともに、協定締結団体との連絡調整を行う。
- 市は、平常時から、医療関係団体、災害拠点病院、その他関係機関が参画する市災害医療連絡会議及び区災害医療連絡会議を設置し、災害医療に関する意見交換や情報共有等を行う。

6 平常時からの備え【健康福祉局、医療局、各区】

- 市は、災害医療に関する各種研修会の開催及び災害対応訓練を実施する。
- 市は、災害時における被災者のこころのケア等について、職員教育、情報共有等を行う。また、地域防災拠点運営委員会、自治会、町内会等の関係者、地域の医師等を対象として、災害時のこころのケアに関する講演会、研修会等を実施する。市民への普及啓発も図る。
- 市は、災害医療体制について、市民等へ広報する。
- 市及び関係機関は、市民・支援者とともに、地域ネットワークを災害時にも活用できるよう、平常時から情報を共有化し、地域と連携を進める。
- 二次的被災者とも呼ばれる支援者は、災害対応による精神的な衝撃に備え、平常時から知識の習得に努め、自ら発症予防に努める。

第10章 緊急時輸送体制

第1節 広域における緊急輸送の確保

1 交通規制計画

(1) 想定地震に基づく交通規制計画（路線規制）

- 県公安委員会は、県地域防災計画における想定地震について、被災地域ごとの4つに類型化し、被災地域方向に通じる高速道路及び自動車専用道路等を、あらかじめ緊急交通路として指定する。また、県警察交通部長が必要と認める路線を、緊急交通路として指定する。

(2) 震度等に基づく交通規制計画（面規制）

- 県公安委員会は、あらかじめ、震度（気象庁発表）が一定の値を超えた区域、また大津波警報発令時等において津波を警戒すべき区域について、同区域から区域外へ流出させ、同区域内への進行又は区域内の移動をしようとする一般車両の通行を禁止する交通規制を定める。

2 緊急通行車両等の事前確認【車両を保有する区局】

- 県公安委員会は、大規模災害時は、災害応急対策に係る緊急輸送を確保するため、緊急交通路、指定された通行禁止区域及び通行制限区域において、災害対策基本法施行令第33条の2に基づく緊急通行車両又は大規模地震対策特別措置法施行令第12条に基づく緊急輸送車両（以下「緊急通行車両等」という。）以外の、一般車両の通行を禁止・制限する。
- 緊急通行車両等は、災害対策基本法第50条第2項に規定する災害応急対策の実施責任者、大規模地震対策特別措置法第21条第2項に規定する地震防災応急対策の実施責任者又はその委託を受けた者が使用する車両であり、同法同条に規定する対策を実施するものとする。ただし、道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条に規定する緊急自動車は、緊急通行車両等の確認手続を省略できる。
- 県公安委員会は、災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両であることの確認及び同法施行令第33条に規定する標章及び証明書の交付を行う（県知事が確認する車両（県保有車両及び調達車両）を除く。）。
- 緊急通行車両等の管理者は、次の1から3までに掲げる車両の用途ごとに、県公安委員会の定める手続に従い、あらかじめ緊急通行車両等の確認申請を行うことができる。当該車両管理者は、県公安委員会から緊急通行車両等に係る標章及び証明書の交付を受けたときは、厳重に保管する。
 - (1) 第1段階（発災直後から2日目までの間）
 - ア 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資
 - イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
 - ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の災害応急対策に必要な人員・物資等
 - エ 医療機関へ搬送する負傷者等
 - オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
 - (2) 第2段階（発災3日目から概ね1週間までの間）
 - ア 上記第1段階の継続
 - イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
 - ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
 - エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
 - (3) 第3段階（発災から概ね1週間経過以降）
 - ア 上記第2段階の続行

- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需品

第2節 市域における緊急輸送の確保

- 市は、県公安委員会が選定する緊急交通路指定想定路線に加え、市域全体での輸送路網の確保を図るため、あらかじめ緊急輸送路を指定する。災害時には、この路線を中心として、事前に設定した優先度が高い順に、緊急巡回、点検、緊急措置、道路啓開を行う。

1 緊急輸送路の指定【道路・交通政策局】

- 緊急輸送路は、災害時に、消火、救出、救助その他の応急対策（災害情報の受伝達、巡回、物資・人員輸送等）を行う緊急車両が通行する道路であり、高速道路や幹線道路を対象とする。
- 行政機関、海上からの緊急物資を受け入れる耐震強化岸壁、総合病院等の各拠点の連携を考慮して、第1次及び第2次緊急輸送路を指定する。指定は、道路の整備状況に応じて、順次見直す。
- 第1次緊急輸送路は、緊急交通路指定想定路と整合を図り、高速道路や幹線道路等の広域的ネットワークを構成する重要路線で、輸送の骨格をなす道路とする。
- 第2次緊急輸送路は、第1次緊急輸送路を補完し、相互に連絡する路線であり、第1次緊急輸送路の代替性や多重性を確保する道路とする。

2 災害時に重要な拠点施設へのアクセスを確保する路線の指定【政策経営・国際戦略局】

- 緊急交通路を補完するものとして、区役所や土木事務所、消防署、主要な病院等、災害発生時の拠点となる建築物から緊急交通路に至るまで、建築物等の倒壊等による、緊急車両の通行の障害を防ぐべき路線（災害時重要拠点アクセス路）を定める。

3 関係機関との連携【建築局、防災・危機管理統括本部】

- 市及び（一社）横浜建設業協会及び（一社）神奈川県建設業協会横浜支部は、「災害時における緊急巡回及び応急措置等に関する横浜市と社団法人横浜建設業協会及び社団法人神奈川県建設業協会横浜支部との協定」、「大規模地震時における道路啓開及び応急対策の支援活動に関する協定」等に基づく災害応急対策を円滑に行うため、定期的に連絡・確認を行う。
- 市及び京浜河川事務所は、鶴見川に防災拠点として整備された緊急用船着場及び管理用道路について、救援物資及び災害復旧用資材等の輸送施設として使用できるよう、平常時から訓練にも活用する。

第3節 普及・啓発等【道路・交通政策局、車両を保有する区局】

- 県警察及び市は、連携して、緊急交通路を表示する規制予告標識を設置する。
- 県警察及び県交通安全協会、並びに安全運転管理者は、講習会等により、震災時における自動車の運行等の措置に関する知識の普及を図る。

第11章 避難

第1節 避難場所

1 指定避難所（災害対策基本法第49条の7）・地域防災拠点

【脱炭素・GREEN×EXPO推進局、下水道河川局、消防局、教育委員会事務局、防災・危機管理統括本部、各区局】

- 被災した市民等が一定期間滞在して避難生活をするための避難所として、生活環境を確保するとともに、救援活動を実施できる施設とする。
- 市は、地域防災拠点である市立学校等を指定避難所に指定する。地域防災拠点は、市民の認知を高めるほか、在宅被災者支援のための情報受伝達拠点、地域住民による救助・救護活動拠点、救助・生活資機材、食料・飲料水等の備蓄機能を備えた拠点として整備する。
 - (1) 地域防災拠点の指定及び避難地区割り当て
 - 市は、被害の想定や人口、市立学校等の配置その他状況の変化等を勘案し、指定、変更又は解除する。各区は、指定、変更又は解除に当たり、地域防災拠点の位置及び道路の状況、人口、自治会町内会の区域等を考慮するとともに、避難地区の指定を行い、住民に周知する。
 - (2) 地域防災拠点における安全性確保及び施設等の整備
 - 市は、校舎等建築物の安全性を確保するよう努める。
 - 市は、情報受伝達手段として、デジタル移動無線機を拠点ごとに配置するほか、緊急地震速報対応ラジオの配置、災害時用公衆電話（特設公衆電話）及びインターネット環境の整備を進める。
 - 市は、空き教室又は校地を利用して防災備蓄庫を設置し、物資及び救助資機材等を備蓄する。救助資機材は、地域住民に加え、状況に応じて警察、消防、自衛隊等の公的機関も活用する。なお、土砂災害警戒区域又は浸水想定区域等に位置する場合は、防災備蓄庫の配置や耐水化等の措置について、災害による影響を考慮する。
 - 市は、水洗トイレ機能の確保のため、校舎の新・改築及び改修工事に併せて、排水設備の耐震強化を実施する。また、誰でも利用できる多機能トイレを順次整備する。
 - 市は、公共下水道に繋がる下水直結式仮設トイレ用下水道管を順次整備する。
 - 市は、「地域防災拠点開設・運営マニュアル」を作成する。
 - 各学校は、ヘリコプターによる救援活動のため、校舎屋上に、学校名を表示する。
 - 都市ガスを使用する中学校は、LPガスボンベ庫を設置する。LPガスを使用する学校は、既存のLPガスボンベ庫に災害時対応ユニットを整備する。協定に基づき、訓練及び災害時に対応する事業者の優先順位をあらかじめ指定するとともに、平常時から災害時まで一貫して事業者と連携することで、災害対応能力を高める。
 - 市は、VPP^{※1}構築事業及びPPA^{※2}事業により、災害時に電源としても活用できる蓄電池を設置する。
 - ※1 VPP（Virtual Power Plant：仮想発電所）とは、様々な施設に点在する発電設備や蓄電池等を、ネットワークシステムによりまとめて制御することで、あたかも発電所のように機能させること。
 - ※2 PPA（Power Purchase Agreement：電力購入契約）とは、設備事業者（PPA事業者）が施設に太陽光発電設備等を設置し、施設側は設備で発電した電気を購入する契約のこと。
 - 市は、避難者の健康管理の観点から、施設管理者の協力のもと、既存の空調設備を有効に活用する。

2 指定緊急避難場所（災害対策基本法第 49 条の 4）【防災・危機管理統括本部】

- 災害の危険が切迫した場合における緊急の避難場所として、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案して、異常な現象の種類^{※1}毎に、同法施行令第 20 条の 3 に定める一定の基準を満たす施設又は場所を、市が、必要に応じて指定する。（ただし、災害の規模や被害状況等により、地区センター等の公共施設又は自治会町内会館などを避難場所として開設する場合がある。）
- 市は、指定避難所である地域防災拠点の避難場所機能（立退避難の場所としての適否）を異常な現象の種類毎に明確にすることとし、地域防災拠点のうちから、指定緊急避難場所を指定する。

※1 ①洪水 ②崖崩れ ③高潮 ④地震 ⑤津波 ⑥大規模な火災 ⑦雨水出水（内水）
⑧火山^{※2}

異常な現象の種類	指定の考え方
洪水	地域防災拠点に指定された市立学校等の敷地内の建物のうち、洪水の影響を受けないものを指定する。
崖崩れ、土石流などの土砂災害	地域防災拠点に指定された市立学校等の敷地内の建物のうち、崖崩れ、土石流などの土砂災害の影響を受けないものを指定する。
高潮	地域防災拠点に指定された市立学校等の敷地内の建物のうち、高潮の影響を受けないものを指定する。
地震	地域防災拠点に指定された市立学校等の敷地内の建物のうち、新耐震基準を満たすものを指定する。
津波	地域防災拠点に指定された市立学校等の敷地内のうち、第 3 項に指定する場所を指定する。
大規模な火災	地域防災拠点に指定された市立学校のうち、第 4 項に指定する区域内にあるものを指定する。
雨水出水（内水）	地域防災拠点に指定された市立学校等の敷地内の建物のうち、雨水出水（内水）の影響を受けないものを指定する。

※2 本市は、⑧に起因する立退避難を想定していないため、指定は行わない。

3 津波避難場所、津波代替拠点【防災・危機管理統括本部】

- 津波からの避難者を受け入れるため、海拔 5m 以上の高台又は鉄筋コンクリート造等の頑丈な建物の 3 階以上を目安に津波避難場所を確保する。
- 市は、県が公表する津波浸水予測図（平成 24 年 3 月）を踏まえ、一部の地域防災拠点が、津波被害により使用できない可能性を考慮して、現在、地域防災拠点として未指定の市立中学校、市立高校などを津波代替拠点として指定し、避難場所を確保する。

4 広域避難場所の指定等【資源循環局、消防局、水道局、防災・危機管理統括本部、各区】

- 地震による延焼火災の輻射熱及び煙から市民の生命及び身体を守るために、一時的（長くとも数時間程度と想定）に避難する場所として、市が指定する。

(1) 指定要件

- ア 木造密集市街地から 300m 以上、木造建物疎散地から 200m 以上、耐火建物から 50m 以上離れた空地
- イ 10 万㎡以上の空地、又は 10 万㎡未満であっても耐火建物など輻射熱を遮断する効果のあるもので囲まれた安全な場所

(2) 指定及び避難地区割り当て

- 市は、定期的に新規指定及び区域追加に関して調査し、必要に応じて見直す。
- 市（各区）は、避難場所の状況、安全面積及び道路の状況、人口、自治会町内会の区域等を考

慮して、避難地区の割当てを行い、地域住民に周知する。なお、割当ては、避難者1人当たり1㎡を確保するとともに、避難場所まで1時間以内に到達できることを目安とする。

(3) 広域避難場所における施設等の整備

- 避難経路等には、避難場所への誘導標識を設置する。避難場所周囲には区域標示板を設置する。
- 広域避難場所の付近には、防火水槽等必要と認められる機能を整備する。

5 福祉避難所【健康福祉局、教育委員会事務局】

- 指定避難所での避難生活に支援等が必要な災害時要援護者のために、施設がバリアフリー化されているなど災害時要援護者の利用に適する社会福祉施設等を、福祉避難所として選定する。
- 福祉避難所の確保のため、施設所在地の区と社会福祉施設等は協定を締結するとともに、「横浜市福祉避難所応急備蓄物資整備事業要綱」等に基づき、必要な物資を備蓄する。
- 市立特別支援学校は、在籍児童生徒及びその保護者が避難する場所とする。

6 補充的避難所【防災・危機管理統括本部、各区】

- 市は、避難者数に比して指定避難所のスペースが不足した場合や、被災等により機能しない避難所が発生した場合に備え、公共施設又は民間施設を補充的な避難所として使用できるよう、あらかじめ施設管理者と調整する。
- 補充的避難所として開設が予想される施設は、災害時の職員及び利用者の体制を検討するとともに、備蓄品等を確保する。

7 任意の避難場所【防災・危機管理統括本部】

- 市民（地域）が任意に設置した避難場所（集会所や寺院など、比較的小規模な場所が想定される。）であり、開設及び運営は、市民（地域）が行う。運営においては、町の防災組織及び地域防災拠点が連携し、地域コミュニティを生かした共助で対応することが重要となる。
- 災害時における自動車内避難（以下「車中泊避難」という。）は、任意の避難場所として扱う。

8 いっつき避難場所【防災・危機管理統括本部】

- 自宅建物の延焼、倒壊の危険がある場合に、災害状況の確認又は広域避難場所、指定避難所等に避難する前の地域住民の集結の場、一時的な避難場所として、町の防災組織等が、あらかじめ選定する。
- 選定基準は、①地域単位ごとの集団で避難行動ができるよう地域生活圏と関連した場所とすること、並びに ②小公園等、避難者の安全をある程度確保できるスペースを有することとする。

第2節 帰宅困難者等対策

1 帰宅困難者等の定義【防災・危機管理統括本部】

- 災害時に外出している者のうち、移動手段を失い、滞留状態となった者を滞留者という。そのうち、近距離徒歩帰宅者（近距離※を徒歩で帰宅する者）を除いた帰宅断念者（自宅が遠距離にあること等により帰宅できない者）と遠距離徒歩帰宅者（遠距離を徒歩で帰宅する者）を帰宅困難者という。

2 対策の基本【防災・危機管理統括本部】

- 自助、共助及び公助により総合的に対応する。市、国、関係地方公共団体、鉄道事業者及び駅周辺事業者等の関係機関は各々対策をとるとともに、平常時から連携・協働して対策を進める。

3 帰宅困難者等の発生抑制【防災・危機管理統括本部】

- 市は、事業者・学校、市民等に対して、「むやみに移動を開始しない」等の基本的事項を定めた「一斉帰宅抑制の基本方針」を周知するとともに、趣旨に賛同を得た事業者等の市ウェブサイト等への掲載、風水害等の発生を予想した情報収集や早めの行動等の事前対策の啓発など、帰宅困難者の発生抑制に向けた取組の推進を図る。
- 市は、事業者等に対して、災害時に、通勤・通学者が安全に帰宅できるようになるまでの間、当該施設内で待機させること及び待機に必要な物資等の備蓄を啓発する。また、共助の観点から、施設周辺の帰宅困難者等の受け入れや、そのために必要な備蓄等についても啓発する。
- 市は、市民等に対して、災害時に無理に帰宅しなくて済むように、家族等との連絡手段の事前確認・確保等を啓発する。また、徒歩で帰宅せざるを得ない場合に必要、帰宅経路の確認や携行品等の備えについて啓発する。

4 主要駅周辺等における関係者の役割【防災・危機管理統括本部、各区】

- 災害時において、鉄道等が運行停止した場合、駅や繁華街等に大量の人々が滞留し、混乱が予測される。滞留者等による混乱を防止するため、関係者の役割を定め、対策を推進する。
- 主要駅において、地域、鉄道事業者、バス事業者、駅周辺事業者、管轄警察署、区役所等を構成員とする協議会等を設立し、災害時における駅及び周辺での対応ルールや、情報受伝達マニュアル等を整備するとともに、定期的な防災訓練を実施するなど、平常時からの連携強化を図る。
- 鉄道事業者は、利用者の安全を確保するため、防災資機材の整備、災害備蓄の推進、事業継続計画等の実施、代替輸送手段の確保、運行情報等の広報等に努める。また、事業所防災計画等により、当該施設内における待機や避難誘導等の利用者保護に係る計画を策定し、従業員等への周知に努める。
- 駅周辺事業者は、事業者ごとの対応を原則とし、従業員や顧客等の安全を確保するため、防災資機材の整備、災害備蓄の推進、建物の耐震化、家具類の転倒等防止など、従業員等が事業所内に待機できる環境整備に努める。また、風水害等、事前にある程度発生を予測可能な場合は、早期帰宅の実施など、対策行動の啓発に努める。なお、大規模な集客施設[※]は、当該施設内における待機及び避難誘導等の利用者保護に係る計画を策定し、従業員等への周知に努める。
※ 災害時、利用者全てを施設外に出した場合、大量に帰宅困難者等が発生するおそれのある施設（大規模な店舗、映画館、アミューズメント施設、展示場等）を想定。
- 学校は、職員及び施設利用者（児童生徒、学生）が安全に帰宅できるようになるまでの間、校舎内に待機できるように、災害備蓄品等の備蓄に努める。

5 滞留者の一時避難場所及び帰宅困難者の一時滞在施設

【にぎわいスポーツ文化局、防災・危機管理統括本部、各区】

- 市は、主要駅周辺等を中心に、滞留者の安全確保及び災害関連情報提供のための一時避難場所を指定する。滞留者等が帰宅困難者となる場合に備えて、市有施設及び国有施設を指定するほか、主要駅・観光地周辺等の民間施設及び商業施設について、その協力を得て指定する。
- 市は、災害時に、必要に応じて、公共施設等を一時滞在施設として開設できるよう備える。

6 滞留者及び帰宅困難者への情報提供並びに徒歩帰宅者への支援【防災・危機管理統括本部】

- 市は、市民等の情報収集に資するよう、帰宅困難者一時滞在施設検索システムを整備する。
- 市は、遠距離徒歩帰宅者の支援のため、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等（災害時帰宅支援ステーション）、ガソリンスタンド（災害時徒歩帰宅者支援ステーション）と協定を締結す

る。協定締結施設は、可能な範囲において、水、トイレ、災害関連情報の提供等の支援を行う。

第3節 車中泊避難対策【防災・危機管理統括本部、各区】

- 車中泊避難は、避難場所及び避難者の規模の予測及び把握が困難なことに加えて、避難者本人の健康面への影響が懸念されるほか、指定避難所又は指定緊急避難場所の敷地等において車中泊避難者が発生した場合の指定避難所等避難者の生活支援への支障が生じる恐れ等の課題がある。
- 市は、平常時及び災害時において、車中泊避難の発生予防及び車中泊避難が発生した場合の避難者の把握及び早期解消を目的として、地域防災拠点の役割（指定避難所、情報受伝達及び物資供給拠点）と、その運営の基本（地域住民の相互扶助による運営）について、周知・啓発を行う。
- 市は、車中泊避難による健康被害（エコノミークラス症候群等）について周知・啓発する。

第4節 浸水想定区域又は土砂災害警戒区域における避難対策

1 区域における対策 【下水道河川局、建築局、道路・交通政策局、消防局、防災・危機管理統括本部、各区】

- 市は、浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。以下同じ。）又は土砂災害警戒区域（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域をいう。以下同じ。）の指定・公表がなされた場合において、区域ごとに、予報及び警報等の発令及び伝達、避難情報の伝達、避難場所、避難訓練の実施等の避難に関する措置について定めるとともにハザードマップを作成して市民等への周知を徹底する。
- 市（各区）は、即時避難指示対象区域ごとの避難場所を指定するとともに、避難に関する情報の入手方法と併せて市民等に事前に周知して、避難対策の強化を図る。

2 水防法第15条及び土砂災害防止法第8条に基づき、名称及び所在地を定める施設における対策

【子ども青少年局、健康福祉局、消防局、教育委員会事務局、防災・危機管理統括本部、各区】

(1) 施設の範囲

- 市は、水防法第15条に基づく浸水想定区域内の地下街等（建設予定、又は建設中のものを除く。）、要配慮者利用施設及び大規模な工場その他の施設（条例で定める基準に該当する施設のうち、施設所有者等からの申出があったもの。以下「大規模工場等」という。）並びに土砂災害防止法第8条に基づく要配慮者利用施設について、本計画資料編において、その範囲を定めるとともに、施設の名称及び所在地を定める。（以下「資料編に定める要配慮者利用施設等」という。）

(2) 気象情報及び警報等の情報伝達

- 市は、資料編に定める要配慮者利用施設等の所有者及び管理者等又は自衛水防組織の構成員に対して、施設所在区の区役所から、浸水又は土砂災害に関する警報等の伝達体制を整備する。情報伝達手段は、ファクシミリ、防災情報Eメール等を活用する。

【主な伝達事項（無印は、浸水。下線部は、土砂災害。二重下線部は、浸水・土砂災害共通。）】

ア レベル3大雨警報、レベル4大雨危険警報、レベル5大雨特別警報、レベル3高潮警報、レベル4高潮危険警報、レベル5高潮特別警報、津波注意報、津波警報、大津波警報、レベル3土砂災害警報、レベル4土砂災害危険警報及びレベル5土砂災害特別警報

イ 鶴見川又は多摩川洪水予報（レベル3氾濫警報、レベル4氾濫危険警報及びレベル5氾濫特別警報）

ウ 水位周知河川における氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達情報

エ 避難指示等の発令

オ その他、浸水又は土砂災害対策上、必要な情報

- 市は、災害警戒区域及び過去の災害履歴等を考慮し、資料編に定める要配慮者利用施設等に対して、リーフレットやハザードマップ等により災害の危険性及び予防対策等の周知・啓発を図る。
- (3) 浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域等内の要配慮者利用施設における対策
- 浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域等内の要配慮者利用施設の所有者等は、避難確保計画を作成し、市に報告する。また、作成した計画に基づく訓練を実施し、結果を市に報告する。
 - 市は、避難確保計画の作成を支援するとともに、必要な指示を行う。また、計画に基づく訓練の実施に必要な支援等を行う。
 - 浸水想定区域内の要配慮者利用施設の所有者等は、自衛水防組織の設置に努める。
- (4) 浸水想定区域内の事業所等（地下街等及び大規模工場等）における対策
- ア 避難確保計画及び浸水防止計画の作成並びに訓練の実施
- 資料編に施設の名称及び所在地を定める地下街等の所有者等は、単独で、又は共同して、「横浜市地下街等の避難確保・浸水防止計画作成マニュアル」等を踏まえ、避難確保計画及び浸水防止計画を作成する。また、作成した計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。
 - 資料編に施設の名称及び所在地を定める大規模工場等の所有者等は、浸水防止計画の作成に努める。また、計画を作成した場合は、訓練の実施に努める。
 - 地下街等及び大規模工場等の所有者等は、避難確保計画又は浸水防止計画を作成し、若しくは変更したときは、当該計画を自ら公表するとともに、市に報告する。
 - 市は、避難確保計画及び浸水防止計画の作成並びに訓練の実施について、必要な支援を行う。市は、両計画を作成していない地下街等の所有者等に対して、必要な指示を行うほか、必要があると認めるときは、2以上の地下街等の所有者等に対して、共同して作成するよう勧告する。
- イ 自衛水防組織の設置及び報告
- 資料編に名称及び所在地を定める地下街等の所有者等は、洪水時における利用者の避難の確保及び浸水防止のため、自衛水防組織を設置する。
 - 資料編に名称及び所在地を定める大規模工場等の所有者等は、自衛水防組織の設置に努める。
- ウ 避難対策及び浸水防止対策等
- 不特定かつ多数の人が利用する地下街等の所有者等は、利用者が避難できるように、避難口及び避難路に誘導表示を設置するとともに、その周知に努める。
 - 地下街等及び大規模工場等の所有者等は、地上出入口の嵩上げ、止水板設置等の防水対策を行うとともに、想定する浸水に対して防水堰又は防水扉等の設置、土のう及び防水パットの備蓄等に努める。
 - 地下街等及び大規模工場等の所有者等は、構内下水の排水特性等を踏まえ、排水施設からの逆流防止対策として逆流防止弁の設置等に努める。
 - 地下街等及び大規模工場等の所有者等は、電源設備等の浸水対策として、地上及び高所への移設、主要設備の耐水化、予備電源の確保、排水ポンプの拡充等に努める。

第12章 災害時要援護者支援

第1節 災害時要援護者支援

- 地域には、災害時の避難行動など臨機応変の対応が難しく、また、その後の生活に様々な困難が生じ得る災害時要援護者が居住する。災害時の安否確認、避難支援等を円滑に行うためには、平常時から、地域と災害時要援護者との関係づくりを通じて、災害への備えを進めることが大切である。この場合において、災害時要援護者が主体的に地域との関係づくりに努めることが円滑な避難等に繋がる。
- 自助、共助を基本とした地域による自主的な見守り、支え合いの取組が重層的に行われるとともに、関係機関・団体等の連携、情報共有等が進むよう、各区で展開する地域福祉保健計画等の取組を進め、平常時からの災害時要援護者支援を推進する。災害時要援護者対策は、災害対策基本法、横浜市震災対策条例（平成25年2月条例第4号）等の規定に基づき推進するものとし、具体的な運用基準は、別に定める「共助による災害時要援護者支援の手引」による。

1 災害時要援護者名簿及び個別避難計画【健康福祉局、各区局】

- 本市では、災害時要援護者のうち、特に自力避難が困難と想定される対象者について、法令等^{※1}に基づき、災害時要援護者名簿^{※2}を作成する。
- 災害時要援護者名簿は、法令等^{※1}に基づき、対象者の生命、身体を保護するため特に必要と認める場合には、安否確認、避難誘導、救出救助等を利用目的として避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に提供する。この場合において、提供する名簿には、個人情報の提供を拒否した者、不同意の者の情報を含む。
- 市は、防災、福祉等の関係機関等と連携し、災害時要援護者名簿掲載者^{※3}の個別避難計画の作成等を進める。

※1 災害対策基本法第49条の10から13まで、横浜市震災対策条例第12条、同条例施行規則（平成10年2月規則第7号）第4条から第10条、及び個人情報の保護に関する法律第27条

※2 災害対策基本法第49条の10に定める「避難行動要支援者名簿」に相当する。

※3 災害対策基本法第49条の10に定める「避難行動要支援者」に相当する。

2 地域の取組【健康福祉局、各区局】

- 自主防災組織等（自主防災組織に準ずるもので、市長が認めるものを含む。以下同じ。）は、「共助による災害時要援護者支援の手引」に定める方法等で災害時要援護者を把握し、災害時に備えて、安否確認、避難支援等の対応方法の検討、災害時要援護者が参加できる防災訓練の実施、災害時要援護者名簿作成等に取り組む。
- 自主防災組織等は、地域の助け合いを基本に、地域ぐるみで災害から災害時要援護者を守るための取組みとして、災害時要援護者の安全対策に関する意識の高揚及び技術の修得に努める。
- 平常時から、自治会町内会、民生委員・児童委員、保健活動推進員、ボランティア、地域住民等が相互に連携し、災害時要援護者に対する声かけ・見守り活動等地域の実情に応じた支え合いの取組を進め、災害の備えにつなげる。
- 居宅介護支援事業者、福祉サービス提供事業者等、災害時要援護者に関わる事業者は、平常時から、利用者が災害に備えた準備をする際の支援、並びに利用者と地域との関係づくりの支援を行う。

3 市の取組【健康福祉局、各区局】

- 市は、防災指導等の機会を捉えて、災害時要援護者やその家族に対し、高齢者等避難の情報への注

意、早期に避難行動を開始するための準備など、家庭内での安全対策について周知する。また、地域の助け合いを基本に、地域ぐるみで災害時要援護者を守るという自主防災意識を啓発する。

- 市は、平常時からの地域の自主的な支え合いの取組を支援するため、希望する自主防災組織等に、市が保有する災害時要援護者名簿を提供する。提供に当たっては、自主防災組織等と協定を締結する。
- 市は、災害時に備え、避難支援等関係者（消防局）へ災害時要援護者名簿を提供する。
- 市は、災害時要援護者名簿の適正な情報管理のため、情報セキュリティ関連規定の遵守を徹底する。
- 市は、民間の居宅介護支援事業者、福祉サービス提供事業者等に対して、利用者が災害に備えた準備をする際の支援、並びに利用者と地域との関係づくりの支援、災害時における利用者の安否確認、避難支援等の協力を働きかけるとともに、協力協定を締結する。
- 災害時における難病等在宅療養者の安全確保のため、医療機関の機能確保に努める。特に電気、ガス、水道の確保は、診療活動の維持に不可欠なため、関係機関と連携を図る。また、入院患者に対する給食用食料などは、市立病院等における備蓄を進める。
- 市（各区）は、登録申請のあった者（原則、2級から3級の身体障害者手帳の交付を受ける聴覚障害者で自宅にファクシミリがある者）について、自宅のファクシミリへ災害時緊急情報を配信する。
- 市は、福祉避難所となる施設間の相互支援体制の構築、福祉避難所との定期連絡及び訓練の実施など災害に備えた関係機関・団体等との連携強化を行う。

■ 災害時要援護者名簿

1 掲載事項

(1) 掲載する者の範囲

在宅で、次のアからオのいずれかに該当する者

ア 介護保険要介護・要支援認定者で次の各号のいずれかに該当する者

(ア) 要介護3以上の者

(イ) 一人暮らし高齢者、又は高齢者世帯でいずれもが要支援若しくは要介護認定の者

(ウ) 認知症のある者（要介護2以下で、日常生活自立度がⅡ以上の者）

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（障害者総合支援法）のサービスの支給決定を受けている身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者

ウ 視覚障害者、聴覚障害者及び肢体不自由者のうち身体障害者手帳1～3級の者

エ 療育手帳（愛の手帳）A1・A2の者

オ 精神障害者保健福祉手帳1・2級の者

(2) 記載事項（7項目）

①氏名、②住所又は居所、③生年月日、④性別、⑤電話番号その他の連絡先、⑥災害時要援護者の安否確認、避難誘導、救出救助等の支援活動を必要とする事由、⑦その他災害時要援護者の支援活動の実施に関し市長が必要と認めるもの

2 市から自主防災組織等への災害時要援護者名簿の提供

(1) 名簿提供先

ア 自主防災組織（町の防災組織及び地域防災拠点運営委員会）

イ 自主防災組織に準ずるもので市長（区長に委任）が認めるもの

(2) 名簿情報の適正管理

○ 名簿提供先となる自主防災組織等及び市は、個人情報の取扱いについて定めた協定を締結する。

- 名簿提供先となる自主防災組織等が行う個人情報の漏えい防止措置
 - ア 取組の対象となるエリアを定め、区に届け出る。
 - イ 情報管理者及び情報取扱者※、名簿保管方法について区に届け出る。
 - ウ 協定書で定める届出事項に変更が生じたときは、区に報告する。
 - エ 個人情報の取扱いに関する研修を実施する。
 - オ 名簿情報の漏えい防止及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずる。
- ※ 災害対策基本法第 49 条の 13 に規定する秘密保持義務が生じる（情報管理者及び情報取扱者でなくなった者についても、同様とする。）。

第 2 節 社会福祉施設等における対策

1 施設の安全対策【健康福祉局、各区局】

- 施設管理者は、施設、設備等を常時点検し、維持管理する。また、備品等の転倒、破損、飛散及び落下等の防止、火器の安全対策等の措置を講じる。

2 応急活動のための備え【健康福祉局、各区局】

- 施設管理者は、地震に際して、防災組織体制、出火防止対策、救護対策、避難対策、保護者への緊急連絡、地域との連携等その他必要事項を定めた計画を作成し、職員等へ周知徹底を図る。
- 施設管理者は、職員に防災教育を行い、災害時にとるべき措置・行動の周知徹底を図る。
- 施設管理者は、年 2 回以上（児童福祉施設は月 1 回以上）避難訓練を行う。うち 1 回は、大規模地震を想定する。その際、夜間等職員が少ない状況も考慮する。訓練に当たっては、市（消防局）の指導、助言を受けるとともに、近隣の自治会町内会等に協力を要請し、地域住民やボランティアの参加による実践的な実施に努める。
- 施設管理者は、災害時に備え、保護者又は家族等と確実に連絡がとれる緊急連絡先を把握する。また、最低 3 日分の飲料水の確保策を講じるとともに、必要に応じて、水の汲み置き、食料・トイレパック、生活必需物品、救助用の防災資機材等を備蓄する。
- 福祉避難所となる施設は、災害時要援護者の受入れに必要な物資を備蓄するほか、災害時優先携帯電話、ファックス等複数の情報受伝達手段と自家発電装置を整備するとともに、代替伝達手段としてのバイク、自転車等を整備する。

3 避難に関する事項の事前整備及び確認【健康福祉局、各区局】

- 施設管理者は、避難方法、避難先及び避難路等について事前に定めるとともに、併せて、特別警報発令時、又は、既に浸水が始まり、緊急に命を守る行動をとる必要がある場合における応急的な対応（垂直避難や重要な医療機器等の移動等）について事前に確認し、関係者に対する周知徹底を図る。
- 施設管理者は、避難者の受入先となる施設の救援救護体制について、事前に確認する。

4 地域との連携強化【健康福祉局、各区局】

- 施設管理者は、必要に応じて、近隣の自治会町内会、事業者等との間で、施設利用者の避難協力に関する応援協定等を締結するなど、地域住民の協力による安全確保対策を進める。
- 施設管理者は、区分（施設種別、在宅サービスの種別、専門職種など）に応じて、広域的な組織と災害時の緊急応援体制について、協定の締結等により、整備を進める。

第3節 学校施設における対策

1 校舎等施設の安全対策【教育委員会事務局、各学校】

- 各学校は、校舎・体育館の窓ガラスへの飛散防止フィルム貼付、実験・実習で用いる薬品・危険物等の管理徹底、教材・備品等の転倒落下防止等の安全措置を講じる。
- 各学校は、プール、貯水槽での貯水を可能な限りで行う。

2 情報連絡体制【教育委員会事務局、各学校、各区】

- 各学校は、緊急時の連絡方法をあらかじめ確認する。災害時における、各学校と所在区との情報受伝達ルールを作成するほか、学校と周辺施設との連携が必要となることから、幼稚園、保育所、地区センターなども含めた連絡体制の構築を推進する。
- 教職員は、災害時に情報通信機器を使用できるよう、防災訓練や定期的な研修に参加する。

3 災害応急活動に係る事前策定事項【医療局、教育委員会事務局、各学校、各区】

- 各学校は、避難方法、安全指導體制、教職員の役割、情報連絡体制その他必要事項を定めた学校防災計画を作成して、教職員等へ周知徹底を図るとともに、地域防災拠点運営委員会と共有する。
- 地域防災拠点に指定されている学校は、避難所運営、役割分担、負傷者の応急救護体制、学校再開準備などについて、地域防災拠点運営委員会に協力するとともに、平常時から、災害時に避難所となることを想定して備える。教職員は、拠点開設・運営訓練等に参加するなど、災害時に備える。
- 各学校は、災害時における児童生徒の学習の場を確保するため、あらかじめ体制を整備する。
- 各学校は、重要書類、文書、諸帳簿、教材、備品等の管理及び非常持ち出しについて、日常指導を徹底し、被害を最小限にするよう努める。
- 地域防災拠点での軽傷者対応のため、応急手当程度の用品を保健室に配備し、災害時に応急手当場所に持ち出せるように整備する。地域防災拠点運営委員会及び各学校は協議し、応急手当場所や医療救護隊の診療スペース（体育館の一角、教室、保健室等）、感染症に備えた隔離スペース等をあらかじめ確保する。また、各区は、重傷者等の対応に備え、周辺の医療関係機関をリスト化し、区・運営委員会・学校で情報共有する。

4 児童生徒の安全確保体制の確立【教育委員会事務局、各学校】

- 各学校は、学校防災計画の具体的行動マニュアルに基づき、児童生徒が安全に避難できるよう対策する。市（教育委員会事務局）は、児童生徒の避難方法、安全指導體制、教職員の役割分担、情報連絡体制などについて、各学校に、指導や研修を行う。
- 各学校は、学区内の地域及び町内別に児童生徒数を把握するとともに、あらかじめPTAと協議して、地域の自治会町内会等の協力を得て、緊急時の保護者との連絡方法、登下校の安全経路、児童生徒の保護措置などの安全対策を確立する。
- 各学校及び市（教育委員会事務局）は、気象警報等又は降灰予報の発表等、事前にある程度災害の発生が予測可能な場合の登下校、休校、学校活動の継続・再開等について、児童生徒又は保護者への連絡方法も含めて、あらかじめ定める。
- 各学校は、災害時における児童生徒の学校への留置き又は保護者への引渡しについて、あらかじめ定める。また、放課後キッズクラブ、放課後児童クラブ、特別支援学校はまっ子ふれあいスクール、コミュニティハウス等と、災害時の避難行動、児童生徒の留置き等の対応策をあらかじめ協議する。

5 学校防災教育の推進、訓練等【教育委員会事務局、各学校】

- 各学校は、防災教育の指針に基づく指導資料等を活用して、災害態様、避難行動、地域のボランティア活動への参加等について、学校防災教育を推進する。小学生では自助を中心に、中学生以上には加えて共助の取組を指導するなど、発達段階に合わせた体系的・継続的な防災教育を実施する。
- 各学校は、PTA との協力による訓練、並びに学校、家庭、地域及び区役所等が連携した総合的な訓練を実施して、実践的な理解を深めるとともに、児童生徒や保護者の地域の防災訓練への参加を促す。
- 各学校は、発災型訓練、児童生徒の預かり・引き渡し訓練等の実践的な防災訓練を行う。訓練は、地域防災拠点運営委員会との連携に配慮する。訓練終了後は、教職員の指示、安全点検、児童生徒の避難行動などについて評価を行い、訓練及び対策に反映する。
- 市は、教職員の研修を充実し、防災教育に関する指導力や防災対応能力、救護処置能力を高める。

第4節 外国人等（日本語の理解が充分でない又は日本の生活習慣に不慣れな者等）への支援【政策経営・国際戦略局、市民局、にぎわいスポーツ文化局、道路・交通政策局、港湾局、防災・危機管理統括本部】

- 市は、在住外国人等に向けて、外国語による防災啓発ツールの作成・配布及び防災情報のウェブサイト掲載などを通して防災意識の高揚を図るとともに、外国人支援ボランティアとの連携を進める。また、防災訓練への参加を促す工夫や、災害を模擬体験できる機会の提供などを行う。
- 市は、外国人旅行者に向けて、旅行中に災害等に遭遇した際の安全確保等の知識の普及に努める。
- 市は、観光関連事業者向けの普及啓発として、災害時における外国人旅行者への情報提供ツール等の提供に努める。
- 市は、多言語対応ツールの提供、道路標識及び避難標識等の多言語化及び一般図記号の使用、海拔標示や津波避難情報板への多言語表記等を行う。
- 短期滞在外国人等についても、在住者及び旅行者と同様に、支援に努める。

第13章 物資・資機材等

第1節 物資等の備蓄

- 発災後3日間は、自助による家庭内備蓄及び公的備蓄を合わせて対応する。また、在宅医療資材の特殊品目については、自己備蓄を原則とする。

1 備蓄庫の整備【防災・危機管理統括本部、各区】

- 地域防災拠点防災備蓄庫、区役所災害用備蓄庫、方面別備蓄庫、帰宅困難者用備蓄庫及び津波代替拠点用備蓄庫に備蓄する。
- 地域防災拠点防災備蓄庫は、防災資機材、避難生活用品、非常食等を備蓄する。
- 区役所災害用備蓄庫は、地域防災拠点への補給物資基地とする。
- 方面別備蓄庫は、各区への補給物資の補充基地として、市域を大きく分割して、方面別に設置する。

2 備蓄物資等の整備【防災・危機管理統括本部、各区】

- 市は、災害直後における物資確保及び道路障害等による物資輸送の困難性を勘案し、市民の安全確保に関わる食料、水、生活用品、資機材等の備蓄を進める。国及び地方公共団体からの応援体制の迅速化及び流通機構の活用により、早期に必要な物資の調達を期待できることを踏まえて、避難者1人当たり2食分（乳児は3日分）を備蓄し、計画的に更新する。
- 食料は、市民ニーズの多様化を踏まえ、想定される避難者数に応じた備蓄とする。高齢者及び乳幼児については、軟食、乳児用ミルク（アレルギー対応のものを含む）等を備蓄する。
- 避難生活に必要な生活用品等（紙おむつ・紙パンツ、生理用品、トイレットペーパー、毛布、アルミブランケット等）を備蓄する。
- 帰宅困難者への支援として、1人当たり1食分の食料と水缶詰、アルミブランケット、トイレパックを想定人数に応じて備蓄するものとし、備蓄庫及び一時滞在施設等に分散して備蓄する。
- 事業者（企業等）は、災害時の一斉帰宅抑制に備えて3日分の備蓄の確保に努める。

3 救援物資の受入・配分への備え【経済局】

- 物流拠点等は、基幹物流業者の倉庫等を活用するとともに、市と物流業者との連携を強化し、必要な協定等を締結する。

第2節 その他の資機材の整備

1 水防用資機材【下水道河川局、建築局、港湾局】

- 市は、各区土木事務所管内に水防倉庫等を設置し、県水防計画に準拠して水防用資機材を整備するとともに、資機材の緊急調達方法をあらかじめ定める。なお、震災等他の災害対策にも使用できる。
- 市は、各ふ頭事務所（指定管理者事務所）に高潮活動用資機材を整備する。
- 崖崩れ及び土砂災害等対策として、市と協定を締結する各区の横浜建設業防災作業隊[※]に应急資機材を備蓄する。应急活動により消費した資機材は翌年度補充し、常時一定量の備蓄を保つ。

※ 「風水害、地震その他による崖崩れ災害に係る应急措置等に関する一般社団法人横浜建設業協会及び一般社団法人神奈川県建設業協会横浜支部との協定」に基づき、（一社）横浜建設業協会及び（一社）神奈川県建設業協会横浜支部の所属会員のうち、市内に本社がある会員をもって組織される。

2 ペット対策資機材等【医療局、各区】

- 市は、負傷した犬猫の保護や、避難者が地域防災拠点等にペットを連れてきた場合に備え、ペット飼育用ケージを動物愛護センター、区役所及び動物病院に備蓄する。
- 飼い主は、災害時に備え、平常時からケージ等の保有に努める。

3 その他の資機材等【各区局】

- 市は、災害対策に活用し、又は活用可能な物資及び資機材等について、適切に維持管理する。

第3節 水の確保【水道局、防災・危機管理統括本部、各区】

- 応急給水を行うための水は、主に配水池^{※1}、災害用地下給水タンク^{※2}に確保する。
 - ※1 震度5強以上の地震が発生し、配水池の水位が設定水位以下となった場合、緊急遮断弁が閉じられ、飲料水を確保する。管路に被害や漏水が発生した場合でも、市民が1週間必要とする量に相当する約19万立米の飲料水を確保できる。
 - ※2 通常配水管の一部として水道水が流れている地下式の貯水槽で、水圧が下がると自動的に緊急閉止弁（流入、流出の弁）が閉まり、タンク内に飲料水が貯留される。
- 市は、災害用地下給水タンクを、災害などによる断水時に誰でも飲料水が得られる場所として、地域防災拠点の市立学校等を中心に整備する。市及び地域は、平常時から、応急給水訓練を実施する。
- 市は、災害時、耐震管路の先端に応急給水装置（仮設の蛇口）を取り付けて給水する施設として、緊急給水栓を、地域防災拠点の市立学校、区役所、公園等を中心に設置する。
- 災害用地下給水タンク等がなく受水槽が活用可能な地域防災拠点を中心に、災害時に飲料水として活用するため、受水槽の排水管に簡易給水栓を取り付ける整備を進める。
- 災害用地下給水タンク等の応急給水施設が設置されていない地域防災拠点を対象に、配水管から屋外水飲み場までを耐震化する耐震給水栓の整備を進める。
- 応急給水に必要な容器類は、各水道事務所、各配水池の倉庫及び応援者受け入れ施設に保管する。また、配水池、災害用地下給水タンク、緊急給水栓で使用する機材は、附属の倉庫、防災備蓄庫、水道局事業所等に保管する。
- 市民は、各家庭で、1人1日3リットル、最低3日分で9リットル以上の飲料水の備蓄に努める。
- 市は、水缶詰を備蓄（2缶/避難者1人、1缶/帰宅困難者1人）し、計画的に更新する。
- 市は、井戸の所有者の協力を得て、市が簡易な水質検査を行い、洗浄水などの生活用水として災害時に利用可能な井戸を災害応急用井戸に指定し、「災害用井戸協力の家」プレートの掲出を依頼する。
- 市は、受水槽水の設置者等に、災害時に活用できることを啓発し、給水方法を周知する。
- 市は、災害対策上重要な拠点となり、建築規模からも導入に適する小中学校舎、区庁舎、消防庁舎等において、雨水利用施設（貯留槽）の整備を進める。

第14章 衛生・防疫・遺体対策

第1節 動物の保護収容【医療局】

- 市は、平常時から、災害時のペット対策として、①飼い主の明示（鑑札・マイクロチップ装着等）、②基本的しつけ、③健康管理、④ケージ、ペットフード、水等の避難用物品の確保、⑤ペットの預け先確保等について普及啓発に努めるとともに、「ペットとの同行避難対応ガイドライン」に基づき、地域防災拠点等での飼育ルールづくり及び飼育場所などの事前準備について支援・助言する。
- （公社）横浜市獣医師会、（公社）日本動物福祉協会横浜支部、神奈川県愛玩動物協会、（公財）日本補助犬協会、NPO 法人神奈川動物ボランティア連絡会、（公財）神奈川県動物愛護協会、（一社）全国ペット協会、市等は、災害時に横浜市災害時動物救援本部を設置し、また、動物救援センターを設置して活動する。市は、動物救援センター設置のための土地利用について、あらかじめ協定を締結する。

第2節 遺体対策

1 関係機関の連携【健康福祉局、各区】

- 市及び県警察は、あらかじめ協議し、遺体対策に係る実施体制等を確立する。
- 葬祭業者及び市は、遺体の取扱い、遺体安置所における遺体の保存環境の確立、遺族が身元確認しやすい環境の整備等について、あらかじめ協議し、協定の整備等を進める。遺体の保存環境の確立については、身元確認の長期化及び遺体の腐敗の進行が早い高温多湿な時期の災害も想定する。
- 市及び関係機関は、平常時から、必要な事項の協議、訓練等を実施する。遺体の処置には、専門的な知識が必要であることから、市及び葬祭業者等は訓練の実施、協定の整備等、平常時からの連携を促進し、必要な協力を得られる体制の確保に努める。

2 遺体安置所【健康福祉局、水道局、各区】

- 市は、区スポーツセンター等の公共施設、必要な場合は民間施設等をあらかじめ遺体安置所として指定する。指定に当たっては、開設時に大型車が横付けできること、電気及び多量の水を確保できること、被災者と隔離された場所であること、遺体搬入・安置を1階で行えること等に配慮する。
- 市は、各施設状況に応じ、遺体安置所の設備、遺体搬入等の動線を確認の上、遺体安置所設営マニュアルを作成する。
- 市は、遺体安置所の開設に当たり、必要な物品をあらかじめ用意するとともに、災害時に活用できるよう、管理体制を整える。
- 遺体洗浄等には多量の水を要するため、洗浄水の供給体制について事前に協議する。

3 火埋葬許可証等【市民局、各区】

- 市が行う火埋葬許可証等発行手続は、実施手順をマニュアル化し、遺族への相談に対応できるようにする。また、通常の実施手順に加え、国からの特例措置も想定した災害時用のマニュアルも作成して対応する。

第15章 ボランティアとの協力

第1節 平常時からの協力及び連携

1 横浜災害ボランティアネットワーク会議・区災害ボランティアネットワーク【行財政局、各区】

- 市内のボランティア団体は、平常時から、互いの主体性を尊重しながら、分野を越えた幅広い交流を図る。市及び各区は、オブザーバーとして参加し、状況に応じた協力体制づくりを共に進める。
 - (1) 設置訓練等を通じた、市・区災害ボランティアセンターの組織体制の構築
 - (2) 各区間における連携促進を目的とした各区災害ボランティアネットワーク連絡会の開催支援
 - (3) 市域を越えたNPOをはじめとする関連団体や各機関との連携強化
 - (4) コーディネートスキルアップ研修等による災害時のボランティア活動啓発
 - (5) ホームページの運営による災害情報等の収集・提供

2 協力及び連携の強化【行財政局、各区】

- 市は、平常時から、横浜災害ボランティアネットワーク会議、ボランティア団体、市社会福祉協議会等と協力し、顔の見える関係作りを推進する。
- 各区は、平常時から、地域防災拠点運営委員会連絡協議会、区災害ボランティアネットワーク、ボランティア団体、区社会福祉協議会等と協力し、防災訓練や災害ボランティアセンター運営シミュレーション等を通じて、顔の見える関係づくりを推進する。
- 各区は、災害時にボランティアニーズの把握、情報提供、活動場所の提供などが円滑に行われるよう必要な措置を講じるとともに、コーディネートをする区災害ボランティアネットワークや区社会福祉協議会等の活動を支援する。

3 ボランティア意識の高揚【行財政局】

- ボランティア団体及び市は、災害を視野に入れたネットワークづくりを行いながら、市民や関係者に向けて行う事業等を通じ、ボランティア意識の高揚を図る。

第2節 市災害ボランティア支援センター及び区災害ボランティアセンター設置等への備え

1 設置及び運営に関する備え【行財政局、各区】

- 市災害ボランティア支援センターの設置及び運営について、市、横浜災害ボランティアネットワーク会議及び市社会福祉協議会の役割及び位置づけを協定書等で定め、災害時の相互連絡及び定期的な連絡調整を行う体制を整備する。また、区災害ボランティアセンターの設置及び運営について、区ごとに協定書で定め、手順等に関するマニュアル等をあらかじめ整備する。
- 市及び各区、災害ボランティアネットワーク会議及び社会福祉協議会等は連携を強化し、設置運営訓練を行う。
- 運営を支援するボランティアを養成するとともに、市及び区に設置担当者を複数人定める。

2 活動拠点等予定施設【行財政局、各区】

- 市災害ボランティア支援センターの活動拠点等予定施設は、横浜市社会福祉センター（横浜市健康福祉総合センター内）とする。代替施設は、公共施設等から行財政局があらかじめ定める。
- 区災害ボランティアセンターの活動拠点等予定施設及び代替施設は、区社会福祉協議会と各区が協議してあらかじめ定める。
- 活動拠点等予定施設が被災した場合の代替施設として、行財政局及び各区は、複数の予定施設を

らかじめ定める。特に、津波による浸水の恐れがある地域は、次点の予定施設を定める。

第3節 専門ボランティアの確保等

1 養成・登録【市民局、防災・危機管理統括本部、各区局】

- 市は、(公財)横浜市国際交流協会との協定に基づき、災害時における外国語の通訳・翻訳ボランティアに関する連携・協力を図る。
- 市は、横浜市アマチュア無線非常通信協力会との協定に基づき、災害時における連携・協力を図る。

2 赤十字防災ボランティア

- 日本赤十字社神奈川県支部は、日本赤十字社が行う災害救護救援活動に参加、協力する個人、団体等の赤十字防災ボランティアの養成及び活動を推進する。県内に居住し、ボランティアとして平常時における防災・減災思想の普及、並びに災害時の活動を希望する者を対象に、養成研修会を開催する。
- 赤十字防災ボランティアの活動は、研修や訓練に参加して自己研鑽を積み、災害時に被災者に対する応急救護・復旧等の活動などを自己完結で行う。

3 市退職者の登録制度【消防局、水道局】

- 市消防局消防吏員及び水道局の退職者を対象として、任意登録によるボランティア制度を運用し、災害応急活動において支援・協力を得る。

第16章 復旧・復興を見据えた備え

第1節 災害時に活用できる土地の確保【総務局、みどり環境局、下水道河川局】

- 市は、大規模災害時における救援活動や復旧・復興事業の活動拠点、事業等の用地として多くの空地・未利用地等が必要となることに備え、平常時から市内の空地・未利用地の把握に努める。
- 市は、災害時における土地利用の考え方をあらかじめ定め、災害時には用地の確保及び関係者間の利用調整を行い、応急から復旧、復旧から復興への速やかな体制の移行を図るよう備える。
- 災害時における主な利用目的は、次の1から5までとし、記載順を目安として優先利用する。
 - 1 避難場所（いっとき避難場所、広域避難場所）
 - 2 救援拠点
ヘリポート（救援活動、物資輸送等）、自衛隊宿营地、応援部隊集結場所、物資輸送車両基地
 - 3 応急仮設住宅建設用地、廃棄物仮置場、仮設店舗・工場・事業所建設用地
 - 4 復旧拠点（復旧資材置場）
 - 5 復興拠点（市街地整備用地、災害公営住宅用地、復興資材置場）
- 市は、国有・県有・市有の土地（公園、学校、埋立地、遊休地等）、及び協定締結等により災害時に利用可能な民有地（民間企業所有空地、ゴルフ場等）を主に活用する。
- 市は、防災協力農地について、別に定める要綱の範囲で活用する。

第2節 被災建築物・宅地の被害状況の把握

1 公共建築物等の被害状況の把握【建築局】

- 市内の建築・設備関係5団体及び市は、「横浜市公共建築物に係わる震災時の応急措置の協力に関する協定」に基づき、震度5弱以上の地震発生時における、災害応急・復旧活動等による市民の安全・安心の確保を図る。また、神奈川県中小建設業協会横浜支部及び市は、同様の協定に基づき対応する。
- 前記協定締結団体及び市は、施設管理者と連携して、地震発生時を想定して、即時出勤対象施設へ出勤して現地での安全点検や応急措置を行う訓練を年1回実施する。

2 民間住宅等・宅地の被害状況の把握【建築局】

- 県及び県内市町村は、県建築物地震後対策推進協議会を設立して、応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成、並びに判定士の災害補償制度の確立等を推進する。
- 市は、市内の応急危険度判定士を組織化し、訓練を行う。また、判定に必要な資機材を確保する。
- 市は、被災宅地危険度判定について、市職員の訓練を行い、市の判定体制の充実を図る。また、被災建築物応急危険度判定の判定活動を指示するコーディネーターとなる市職員を養成する。
- 市は、他市町村からの応援判定士の活動を支援する体制づくりを推進するほか、判定に必要な資機材を確保する。

第3節 復旧・復興に関する事前対策

1 復旧に関する事前対策【建築局、道路・交通政策局、各区局】

- 市は、被災者の自力復旧及び復興を支援するための制度について、平常時から、市民等に周知する。
- 市は、復旧段階における建設型応急住宅の確保のため、平常時から、建設用地データベースの作成及び更新を行い、関係部署間で情報を共有する。
- 市は、道路台帳のデジタル化を進め、データの保全及び被災した場合の道路境界の復元に活用する。
- 市は、地図情報システムのバックアップ機能を確保し、復興計画に活用する。

2 復興に関する事前対策【政策経営・国際戦略局】

- 大規模災害時において、被害規模や態様を踏まえ、速やかに復興体制を整え、復興に係る計画の策定及び復興施策の推進等を実施できるよう、平常時から、復興に係る事前対策の充実を図る。
- 市は、本計画の復興（一部復旧含む）に関して、「横浜市震災復興マニュアル」を定める。マニュアルは、より実効性の高いものとするため、順次、課題解決に向けた取組を進めるなど、充実を図る。
- 平常時から、復興に係る各種制度の周知や情報共有の推進を図るなど、市民、事業者及び市が、復興時におけるそれぞれの役割を認識できるよう、取組を進める。